



財団法人 地球環境戦略研究機関

2005^{年度}年報



はじめに



財団法人地球環境戦略研究機関

理事長 森島昭夫

財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）は、1998年に日本政府と神奈川県との支援により設立され、地球規模、とりわけアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な戦略的政策研究を行っています。

IGESでは3年を1期とする戦略研究計画に基づき、具体的な研究課題を設定してチームとして役割を分担しながら共同作業を行うプロジェクト方式によって研究を進めています。本年報が対象とする2005年度は、第3期戦略研究計画の2年目として、各プロジェクトチームで研究を推進しました。

これまで第1期（1998年～2000年度）、第2期（2001年～2003年度）を通じて、政策提言に結びつく実践的かつ問題解決型の研究を、各プロジェクトチームが相互に連携しながら進めてきました。特に第2期では、それまでの研究成果を基礎に、国際的な政策研究機関として積極的に活動してきました。具体的には、政策決定者のニーズに戦略的に対応するために、ダイアログ（対話）を通じて政策ニーズの把握と研究成果の普及を図るとともに、国際機関や国際的なイニシアティブとも連携し、研究成果がより効果的に政策に反映されるための仕組みやネットワークの形成を行ってきました。また、「持続可能な開発のための世界サミット（WSSD）」をはじめとする国際会議に積極的に参加するとともに、こうした機会をとりえてサイドイベントの主催等を行ってきました。これらの多様な事業展開を通じて、次第に、IGESの存在が国際的に認知されるようになってきました。

2004年4月から始動している第3期戦略研究計画では、気候政策、森林保全、都市環境管理、淡水資源管理、

産業と持続可能社会、長期展望・政策統合の6つのプロジェクトと、クリーン開発メカニズム（CDM）プログラムが、第1期、第2期の活動を通して蓄積した研究成果・ネットワーク等の知的資産を最大限活用して、アジア太平洋地域の政策ニーズにより一層即した具体的かつ実践的な政策の研究を進めています。

第3期の折り返しの年にあたる2005年度は、着実に研究成果を上げるよう努めるとともに、研究成果の具現化・普及に向けた取組を積極的に行い、持続可能な発展を実現するための革新的な環境政策をIGES独自の視点でまとめた[IGES白書] Sustainable Asia 2005 and Beyond – In the pursuit of innovative policies（持続可能なアジア：2005年以降の展望—革新的政策をめざして—）や、2013年以降の気候政策枠組のあり方に関するアジア太平洋地域の声を整理・解析した「Asian Perspectives on Climate Regime Beyond 2012」を発行しました。そして各研究プロジェクトや研究員の研究成果を政策提言としてより分かり易くタイムリーに発信するポリシー・ブリーフを創刊し、資源の国際リサイクルや森林減少の問題等について発表しました。さらに、国連気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）や第4回世界水フォーラム（WWF4）等、主要な国際会議の場を活用し、サイドイベントとしてシンポジウムやワークショップ等を開催し、各国政府の政策決定者やNGO等、多様なステークホルダーへの研究成果の普及やアウトリーチにも積極的に努めたところです。また、アジア太平洋地域に相応しい、持続可能な新しい発展のモデルを提示することを目的として設立され、様々な分野の専門家が、国や組織の代表としてで

はなく個人として貢献しようという「アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）」に対しても、IGESは事務局として支援しております。その活動も、2005年度からは第2フェーズ（APFEDII）がスタートし、これまでの議論でまとめられた政策提言について、その着実な実施に向けた具体的な取組が進められています。

人口増加や経済成長の著しいアジア太平洋地域において、持続可能な開発を実現していくためにIGESの果たすべき役割は、今後ますます重要なものになっていくと考えます。そのためIGESでは、これまでに培ってきた経験を礎に、より一層高い水準の国際的戦略研究を目指して活動を推進するとともに、国際機関、政府機関、研

究機関等との連携の強化や、情報コミュニケーション技術を駆使したタイムリーな情報発信に向け、さらなる努力を重ねていきます。アジア太平洋地域のニーズに的確に対応し、同地域の問題意識や視点に基づいた国際的戦略研究を進めることにより、実効性のある戦略を力強く発信してまいります。

今後とも、IGESの研究活動に変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

森 島 昭 夫

IGES 2005年度 年報

目 次

I	IGESのあらまし	6
II	各研究プロジェクト等の活動報告	
	— 気候政策プロジェクト	10
	— 森林保全プロジェクト	14
	— 都市環境管理プロジェクト	16
	— 淡水資源管理プロジェクト	18
	— 産業と持続可能社会プロジェクト	20
	— 長期展望・政策統合プロジェクト	22
	— その他	
	・ CDM (クリーン開発メカニズム) プログラム	24
	・ クリーンな環境のための北九州イニシアティブ	26
III	戦略研究の具現化に向けた活動	
	— [IGES白書] Sustainable Asia 2005 and Beyond — In the pursuit of innovative policies (持続可能なアジア：2005年以降の展望 — 革新 的政策を目指して—) の発行	28
	— ポリシー・ブリーフの創刊	28
	— シンポジウム、ワークショップの開催	29
	— 情報発信、アウトリーチ活動	35
IV	IPCC/TSU (国別温室効果ガスインベントリー プログラム技術支援ユニット)	38
V	APN (アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)	42
VI	その他の活動	
	— 賛助会員との交流	46
	— 持続性センター	47
	資料編	
	— 財務諸表	50
	— 財団概要 (組織、役員等一覧)	53
	— 寄附行為	58

I

IGESのあらまし



IGESが目指すもの

～アジア太平洋地域から地球環境戦略を発信～

IGESは、人口増加や経済成長の著しいアジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な戦略的政策研究を行う国際的研究機関として、1998年に日本政府のイニシアティブによって設立されました。

IGESの使命は、大量生産、大量消費によって豊かさを築いてきた20世紀の社会を、持続可能な新しい社会構造へと転換していくことです。そのためには、これまでの社会経済活動を見直し、その流れを変えていかねばなりません。IGESは、新しい社会の枠組み＝パラダイムを探り、実行可能な社会経済システムを作っていくための諸方策を提案していきます。

アジア太平洋地域は、地理的に多様性を有し、文化や社会もさまざまで、経済発展段階も国によって異なっており、この地域において持続可能な開発に向けた戦略的政策研究を行うことは、大きなチャレンジです。IGESは、各国の政府、NGO、企業、市民団体などの多様な意思決定者と積極的に関わり、このチャレンジングな研究とその成果の具現化を目指します。

私たちは、アジア太平洋地域から実効力ある戦略を力強く発信していくことが、21世紀の地球環境戦略研究を推進する大きな力となり、ひいては地球規模の持続可能な社会の実現に貢献するものと確信しています。

アプローチ

国際的な環境戦略研究の実施

IGESは、地球環境問題に取り組む国際的戦略研究機関*です。特定の国の利害にとらわれないグローバルな観点から、環境上適正で公平な社会を作り出すための政策や制度の提案を行います。

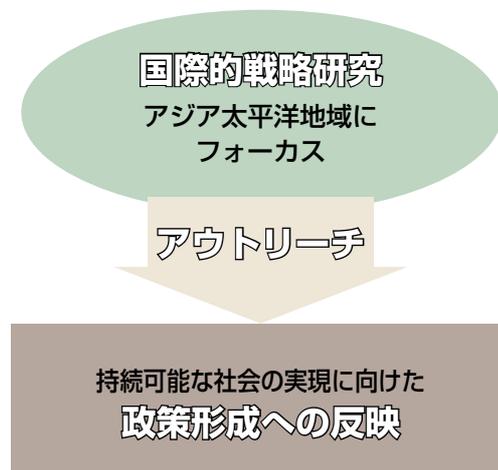
* 国連経済社会理事会（UN/ECOSOC）の特別協議資格を取得（2003年4月）

アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現にフォーカス

IGESは、世界の中でも特に産業活動や人口が飛躍的に増大し、今後地球環境に大きな影響を及ぼすであろうアジア太平洋地域における持続可能な開発を主要な研究ターゲットとしています。

研究成果の積極的なアウトリーチと具現化

IGESは、単なる学術研究を超えた政策志向型の研究機関です。研究成果を、国際機関、各国政府、地方自治体などの政策形成や、企業、NGO、市民の行動に反映させることを目指し、多様な関係者（ステークホルダー）に向けて政策提言として積極的に発信します。



2005年度の主な研究・事業活動

研究プロジェクト

IGESでは、3年毎のプロジェクト完結による、より実践的な成果を目指した戦略研究を行っています。2005年度の研究活動においては、第3期戦略研究（2004年～2006年度）の2年目として、気候政策、森林保全、都市環境管理、淡水資源管理、産業と持続可能社会、長期展望・政策統合という6つの研究プロジェクト及びクリーン開発メカニズム（CDM）プログラムに取り組みました。

戦略研究の具現化に向けた活動

IGESの研究成果を各国政府・地方自治体等の政策決定や企業・NGO・市民の行動に反映させることを目指して、IGESが事務局を担っているアジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）や、国連気候変動枠組条約第11回会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）、第4回世界水フォーラムをはじめとする様々な国際会議の場を通じてIGESの戦略研究の成果を発表し、その普及・具現化に向けた取組を進めました。

また、研究成果を政策提言の形でタイムリーに発信するポリシー・ブリーフ（第1号～第4号）や、持続可能な発展を実現するための革新的な環境政策をIGES独自の視点でまとめた「Sustainable Asia 2005 and Beyond—In the pursuit of innovative policies」（持続可能なアジア：2005年以降の展望—革新的政策を目指して—）[IGES白書]を刊行するなど、様々な媒体を通じてIGESの研究成果を分かりやすく紹介するとともに、情報コミュニケーション技術（ICT）を活用した情報収集・発信を積極的に行いました。

政府間プログラム・ネットワークとの連携

IPCC国別温室効果ガスインベントリープログラム 技術支援ユニット（TSU）

技術支援ユニットは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が実施する国別温室効果ガスインベントリープログラム（NGGIP）の事務局として活動するため、1999年にIGES内に設置されました。2006年版IPCC国別温室効果ガスインベントリーガイドライン作成に向けた取組を進めてきており、2005年度には2回の執筆者会合を主催しました。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）

アジア太平洋地域における地球変動研究を推進するとともに、同研究への途上国からの参加を促進し、研究者と政策決定者との連携を強化することを目的として設立され（加盟国21カ国）、2004年4月にAPN事務局がIGESに移管されました。既存プロジェクト・プログラムの推進に加え、2005年度は地球観測に係るAPNの具体的な能力開発活動の展望についてのワークショップや、APNの活動成果を活用した市民向けの啓発活動を行いました。

その他の活動

各国政府や研究機関との協力関係の構築に努めてきており、IGES設立憲章署名機関として、新たに国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）が加わり合計48機関となりました。

また、国連開発計画（UNDP）と戦略的業務協力協定を締結し、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた協力関係を強化しました。

Ⅱ

各研究プロジェクト等の活動報告



気候政策（CP）プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

気候政策プロジェクトでは、気候変動に関する国際的な枠組が進展している現状を踏まえ、アジア太平洋地域の持続可能な開発に寄与する実質的な気候政策を評価し、提案することを目指している。

第3期研究では、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第3次評価報告書（2001年）、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）（2002年）、そして現在国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で進行中の交渉動向等を踏まえて、以下の4つに焦点を当てた研究を実施している。

- a. 先進国（UNFCCCの附属書I締約国）の国内気候政策の評価とアジアへの示唆
- b. アジアにおいて京都メカニズムを効果的に実施するための手段の提案
- c. 気候枠組へのすべての国の参加を達成し、2013年以降の将来気候枠組を強固なものとするための方策の特定
- d. アジアにおける気候変動への適応能力を高める政策の提言

2. 2005年度の活動報告

2-1. 国内気候政策

日本及びアジア諸国における効果的な国内政策の策定に向けた基盤を提供するために、ドイツや米国における気候政策の検証を行った。ドイツは、当初排出量取引導入に反対していたが、その立場を自主的アプローチからEU排出量取引指令の遵守へと変化させたのは、外生的な制度的・政治的要因のためであった。こうしたドイツの経験は、日本でも排出量取引についての国内合意形成のため、早急に多様な利害関係者間の対話を開始する必要があることを明らかにした。これらの研究結果を、2005年11月の日独気候政策シンポジウム2005（ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所と東京で共催、詳細は30ページ）や環境経済政策学会で発表し、また、「Climate Policy」や「季刊環境研究」で公表した。

2005年5月には、「米国と日本における気候政策：2005年とそれ以降の展望」と題する日米気候政策ワークショップ（Resources for the Futureとの共催）

を東京で開催し、最新の政策動向、経済分析、政治傾向について日米両国の専門家が定期的な情報交換を行なう機会を提供した。米国側参加者は、日本における省エネ基準の策定プロセスやその実施状況、義務的政策についての論争、自主的排出量取引制度や排出量登録制度の詳細について、また、日本側参加者は、異なる国内排出量取引をリンクさせることの困難性、米国における地域レベルでの排出量取引制度の進捗状況、米国議会での気候政策の議論の状況等について、それぞれ知見を得ることができた。また、日米両国の政策は、技術開発とその商業化への志向を強く反映しており、この分野における日米二カ国間協力が特に有益であることも指摘された。2006年3月には、温暖化対策とその副次的便益に関する日米ワークショップをワシントンDCで米国環境保護庁と共催し、日米両国で実施されている温室効果ガス排



日米気候政策ワークショップ



温暖化対策とその副次的便益に関する日米ワークショップ

出削減政策に関する最新動向について情報交換が行われた。また、途上国が温室効果ガスと大気汚染物質の排出を同時に削減する行動をとるために、日米二国間の協力を強化する方策も検討された。

一方で、多くのアジア諸国においては、気候政策の優先順位は依然として低いままである。気候変動問題を開発政策の主軸へ組み込む様々な政策オプションを分析するため、2005年10月の第6回地球環境変化の人間の側面に関する国際研究計画（IHDP）公開会合で、特別セッション「気候変動問題を開発政策の主軸へ：アジア各国における現状と課題」を開催した。中国、インド、日本、ネパール、タイ、フィリピンより若手研究者を招聘し、その議論の中では、各国の開発目標に悪影響を及ぼすことなく、温室効果ガスを削減する機会が多数存在することが明らかになった。（詳細は29ページ）

2-2. 京都メカニズム

アジア各国における現地調査と事業実施者及び金融機関へのインタビューに基づき、CDMプロジェクト実施のための資金獲得の障害と対策を特定し、CDM事業の資金的側面に関するワークショップをUNEPエネルギー気候開発リソ・センター（URC）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）、国際協力銀行（JBIC）との共催で2005年6月にジャカルタで実施した。ワークショップでは、CDMプロジェクトの資金的側面での実施可能性について検討し、障害を軽減する解決策について議論が行われた。結論としては、ントリーリスク、認証排出削減量（CER）の価格・量に関する不確実性、及び制度・規制リスクがCDMへの投資を渋らせており、そのような障害を克服するためには、ホスト国における法制度の整備及び事業実施者・金融機

関双方の能力向上が重要であるとされた。

2006年3月には、タイ・バンコクにて、国連開発計画（UNDP）バンコク地域センターとの共催で、ワークショップ「アジア太平洋地域における地域CDM戦略の開発」を開催し、途上国自身がCDMプロジェクトの実施基準として貧困削減への寄与を考慮するとともに、先進国は排出削減だけでなく、途上国の持続可能な開発への寄与も考慮したプロジェクト実施を積極的に促進するべきであるとの提言を得た。（詳細は34ページ）

また、日本—ロシア間の効果的な共同実施（JI）のための官民パートナーシップ（PPP）の役割に関して、ロシアの様々な利害関係者に対して行われた調査からは、JIに関する懸念及び関心に関する政策対話を開催することの重要性が明らかとなった。また、ロシア政府がロシアの民間セクター及び日本の民間投資者に対して、さらに効果的なインセンティブを追加して提供することの必要性や、JIプロジェクトへの投資促進に向けて排出削減ユニット（ERU）の所有権を明確化するとともに取引コストを引き下げることの必要性が導き出された。

国内排出量取引制度に関しては、2006年2月に公開シンポジウム「国内排出量取引制度：各国における取組と今後の展望」を東京で環境省と共催し、米国、欧州、日本の専門家による講演やパネルディスカッションを通じて、各国・地域での排出量取引実施へのアプローチや今後の展望について、理解促進が図られた。IGESからは、日本での義務的排出量取引制度策定に関して、早期段階における民間企業及び産業との協議が不可欠であること、割当やオフセット利用等の策定に関して、米国の国内排出量取引制度から得られるものが多いことを報告した。



CDMの資金的側面に関するワークショップ



「国内排出量取引制度：各国における取組と今後の展望」パネルディスカッション

2-3. 2013年以降の将来気候枠組

アジア太平洋地域における2013年以降の枠組に関する懸念、関心、優先事項を明らかにするために、2005年度は中国、インド、インドネシア、日本、韓国、ベトナムにおいて国レベルの、またアジア太平洋地域レベルでの利害関係者参加型の対話を開催した。これらの対話の総括として、2005年12月の第11回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP11）及び第1回京都議定書締約国会合（COP/MOP1）でサイドイベント「アジアから見た2013年以降の気候政策枠組への懸念と期待」を開催するとともに（詳細は32ページ）、「アジアから見た将来気候政策枠組」と題する報告書を発表した。対話により、アジア太平洋地域の国々の関心及び懸念に関する類似点と相違点の双方が明らかになった。多くの国の利害関係者は、以下のような問題について同様の関心を示した。

- ・ 開発課題の中で気候問題を検討する必要性
- ・ 現行のCDMが持つ複雑さと不確実性を低減することによるCDM制度の合理化
- ・ 現行の資金調達メカニズムを基礎とした、気候変動への適応問題への焦点の強化
- ・ 気候に優しい技術の開発、使用、普及の促進
- ・ アジア地域の気候問題交渉担当者、民間企業及び金融機関の能力強化の更なる支援

しかし、以下の問題については意見の違いが明確であった。

- ・ 将来気候枠組における衡平性の考え方
- ・ 発展途上国の将来気候政策枠組への参加の形式、タイミング及び方法
- ・ 気候に優しい技術に対する各国の選好
- ・ 気候変動への適応を促進するための方策及び資金調

達、特に適応問題に特化した議定書の必要性と市場メカニズムの導入

アジア太平洋地域におけるこのようなタイムリーな取組は、各国政府、国際機関関係者から高い評価を受けた。

COP11及びCOP/MOP1では、国立環境研究所と共同で2005年11月に出版した「将来気候枠組：政策オプション提示のためのシナリオプランニングアプローチ」と題する報告書もあわせて配布した。

2006年3月には、「気候変動対策行動への非附属書1国参加のための革新的オプションに関するアジア太平洋ダイアログ」をバンコクで国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）と共催し、気候変動に関する将来枠組へのアジア各国の参加を促進するための政策オプションを検討した。

また、早稲田大学及び国立環境研究所との3年間の共同研究プロジェクトの一環として、気候変動枠組条約第3条の中で規定された主要国の法原則の分析を行った。2005年度は「汚染者負担原則」に重点を置き、原則



インドでの対話



中国での対話



インドネシアでの対話

の定義の解釈及び実施に関する類似点と相違点を明らかにした。この原則をEUが環境法にいかに関わり込み、また国際的な気候交渉においてどのように解釈されているのかを検証するために、ベルギーとドイツの専門家へのインタビューを行った。これにより、EU域内法における汚染者負担原則の意義については、大規模燃焼施設令や排出権取引指令に見られるように、主に大気汚染の分野で排出削減義務の法的根拠として用いられていることが明らかになった。一方で、原則の解釈・実施がEUの国際交渉におけるポジション（一律削減提案、トリプティック提案）形成に与えた影響については、大方のインタビュー対象者は特になくとしており、利害関係者は影響があったと認識していないことが明らかになった。

その他、環境省のIGES将来枠組検討作業部会の事務局として、将来枠組に関する各種提案を調査し、3つのワーキンググループ独自提案の概略設計をまとめ、究極目標の達成可能性、日本及び途上国としての受容性の視点から評価を行った。今後も引き続き、将来枠組の議論に対する日本のスタンスに関する提言を行っていく。

2-4. 適応問題

適応には、様々な地域的利益等、地域特有の配慮が必



PMAに関する専門家会合

要であり、適応計画においては地域社会の積極的な参画が不可欠である。したがって、地域社会や企業、政府、その他地域レベルの利害関係者による先見的戦略措置を含む「積極的なマイクロレベルでの適応策（PMA）」が、気候変動に対する適応戦略の重要な部分を占める可能性が大きいと思われる。包括的な議論を目的として、2005年7月にPMAに関する専門家会合を東京で開催し、世界中から26のケーススタディが収集され、地域レベルでの適応策促進に対する有効性を検証した。バングラデシュにおけるPMA促進のためのアプローチに関する分析では、地域社会による取組には中央及び地方政府両者の積極的な支援が必要であることが示された。この成果は、2005年9月に横浜で開催された第15回地球温暖化アジア太平洋地域セミナーでも発表を行った。

また、COP11及びCOP/MOP1では、サイドイベント「気候変動への適応：2013年以降に向けた道筋」を主催し（詳細は32ページ）、これまでIGESが実施したバングラデシュでのフィールド調査結果と、上記のPMA専門家会合の成果について報告を行うとともに、将来枠組における適応支援のあり方について参加者と意見交換を行った。

3. 今後の課題

京都メカニズムに関する運用ルールの採択、及び2013年以降の気候政策枠組問題の協議に関する2本立てのアプローチ（国連気候変動枠組条約の下での対話、及び京都議定書第3条第9項に基づく協議）の開始といった第11回同条約締約国会議（COP11）及び第1回同議定書締約国会合（COP/MOP1）での進展を踏まえ、気候政策プロジェクトでは、国内政策、京都メカニズム、気候変動への適応といった重要な問題に引き続き取り組むとともに、将来の気候政策枠組に関する研究を強化していく。

森林保全 (FC) プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

森林保全プロジェクトでは、「収奪的林業から持続可能な森林管理へ」をテーマとして、アジアの森林伐採や森林破壊が大きな問題となる中、森林認証及び植林に関する研究、日本への違法伐採木材の輸入に関する概観的研究、森林ガバナンスの動向研究を通じて、収奪的林業を抑制する実践的な政策選択肢を明らかにし、生態的・環境的・社会的・経済的機能を果たす森林管理の実用的なシステムを提案することを目標としている。

2. 2005年度の活動報告

2-1. 森林認証

森林認証に関する研究の目的は、小規模林家による森林認証の有効性、持続可能性、他の地域への適応性という課題に向けて、現在直面している制約を克服するために戦略を提案することである。2005年度には、研究の意義、主な研究課題、仮説、小規模林家の森林認証プログラム評価のためのチェックリストを含む研究デザインを策定するための文献調査を行い、パプアニューギニア (2プログラム)、インドネシア、ラオスの4つの先進的認証プログラム (表1参照) の評価を行った。各プログラムに関して現地調査を実施し、各国の森林当局、国家認証制度管理者及びその他の関係者との議論が行われた。以上の結果を踏まえ、ポリシー・ブリーフ「森林減少への取組：改革への原動力としての森林認証—小規模林家への普及促進に向けた課題—」をまとめた。

2-2. 植林研究

本研究では、政府が、植林や林地の手入れ、また場合によって収穫の目的で住民を動員する大規模な植林プログラムに焦点を当てている。植林プログラムの持続性や住民の生計の観点から、地域住民がより意欲的に植林に参加するために政府が用いた制度を評価する。中国、ベトナム、ラオスで3つのプログラムについての研究を実施し、あわせてアジア各国における植林の動向の広範な研究を行っているところである。

農地を森林化するという、中国の退耕還林に関する研究は2001年から開始した。その結果、植林プログラムに含まれるかなりの割合の世帯が、このプログラムが参加住民の長期的な利益にならないと考えていることが明らかになった。コミュニティの自立と植林維持への関心とを確立する方法を定めるため、村落 (貴州省古勝村) でのアクションリサーチを進めている。

ベトナムにおける500万ヘクタール再植林プログラムの研究と、ラオスにおけるアジア開発銀行 (ADB) 出資の植林プログラムに関する評価研究では、文献調査と現地調査を行った。

2-3. 日本への違法伐採木材輸入に関する概観的研究

本研究の目的は、日本の市場に流入している違法な木材・木製品に関する政治的・経済的状況の鳥瞰図を作り上げ、第4期研究に向けた中心トピックを定めることである。

文献・二次データ調査や、市民団体、省庁関係者、研究機関や民間セクターとのインタビューをもとに情報収

表1：森林認証研究で扱う4つのプログラム

国 名	プログラム名と目的	先進的特徴
インドネシア	コミュニティに根ざした森林管理へのエコラベリング協会 (LEI) 制度 (2つの村で適用)	アジア唯一のコミュニティに根ざした森林管理における認証制度
ラオス	持続可能な林業と村落開発プロジェクト (SUFORD) (2つの県で適用)	政府を認証制度管理者とする
パプアニューギニア	地域コミュニティ森林グループ制度 (1つの県で適用)	メラネシアで唯一地域住民によって設立された認証制度
パプアニューギニア	森林管理と生産認証制度 (全国)	アジアで唯一自国で設立された認証材の生産と市場を調整する認証制度

集と分析を行った。

また、日本における公的調達政策改定の分析を開始しており、共同研究者とともに関税機関の連携に向けた地域枠組に関する提案を作成中である。

2-4. 森林ガバナンス

森林ガバナンスに関する国別レポートの執筆を著名な研究者らに委託し、制度上、法律上、政策上の変革を国及び州・県レベルで評価し、その変革が地方レベルでどのように展開されているのか、事例研究を通じての実証を試みている。7カ国のレポートについて編集作業を終えており、序章と比較分析もほぼ完了している。

2-5. その他の活動

地域間の取組に関して、本プロジェクトでは以下の貢献を行った。

- * アジア森林パートナーシップ (AFP) の特別ワーキンググループに参加し、新たに結成されたAFP運営委員会のメンバーとなった。
- * 2005年11月13日～15日に横浜で開催されたAFP第5回実施促進会合ではファシリテーターを務めた。
- * 2006年1月19日～20日にイギリス王立国際問題研究所 (チャタムハウス) で開催された違法伐採の現状とステークホルダー協議会合に出席し、関係者と今後の研究協力について協議した。
- * 2006年3月7日～9日にフィリピン・マニラで開催された東アジア森林法施行及びガバナンス (EA FLEG) タスクフォース・諮問グループ会合に出席し、

日本の連絡拠点に任命された。

- * 国際熱帯木材機関 (ITTO) に提出予定の認証合法材貿易のための専門技術センター設立に向けた提案のため、2006年3月27日～4月4日にマレーシアでステークホルダー協議会に出席した。

また、日本における合法かつ持続可能な木材製品の使用の推進に努める「フェアウッド・キャンペーン」の運営支援を行っている。

3. 今後の課題

2006年度は、上記の研究を完了する上で必要な情報収集や分析、最終成果物やポリシー・ブリーフ、ディスカッションペーパーの作成、そして第4期に向けて提案を行う研究の検討に焦点を置く。



ポータブル製材用ノコギリで
認証材を製造 (パプアニューギニア)

©Scheyvens



アジア開発銀行出資の植林プログラムで
ラオス・サワンナケート県の農民が植林したユーカリ

©Hyakumura

都市環境管理 (UE) プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

都市環境管理プロジェクトの第3期戦略研究の中心テーマは、温室効果ガス排出量の削減を究極的な目標とすると同時に、いかに地球規模の環境問題を地域レベルでの管理や施策に組み込むか、というものである。これは、「都市における人間活動が、都市の境界線をはるかに越えて深刻な環境負荷を与えている」という共通認識に基づいている。

アジアの諸都市で最も著しい環境問題を引き起こしているのは、交通部門と廃棄物管理部門である。これらは、地域の環境問題ばかりか、地球規模の環境問題の原因にもなっている。環境面で持続可能な都市を実現するためには特にこの2部門の課題に注目すべきであることが、アジアの都市に関する既存の情報やさまざまな研究結果から示されている。このため、この交通部門と廃棄物管理部門を、本研究事業の対象部門とした。

戦略目標

1. 車の性能の向上、クリーンな燃料の導入、大量公共交通機関や動力の付いていない交通手段 (NMT) の拡充、都市計画手法によって交通需要を減少させることなどによって、交通部門による大気汚染を防止すること
2. 発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル)、の3Rに加え、熱回収 (リカバリ)、適正処分 (レジデュアル・マネジメント) を通して、廃棄物管理を改善すること

2. 2005年度の活動報告

ドイツのボンで開催された第6回地球環境変化の人間の側面に関する国際研究計画 (IHDP) 公開会合において、「持続可能な都市への移行：地球環境変化への地域の取組」と題するセッションを2005年10月11日に実施した。プレゼンテーションやパネルディスカッションを通じて、地球環境の変化をいかにアジアの都市環境開発政策に反映させるべきかについて、温室効果ガス排出抑制、交通、廃棄物等の切り口から議論を行った。

18ヵ月にわたった研究「ネパール国カトマンズ地域における都市交通と排出量の相互作用：地球規模の二酸化

炭素の問題を地域の大気汚染に組み込む戦略」の、最終報告書を作成した。このプロジェクトは、米国 START (Global Change System for Analysis, Research and Training: 地球変動に関する分析・研究・研修システム) から資金提供を受けて行われた。

「地球規模の環境問題を途上国の都市の地域マネジメントに組み込む：幻想？それとも現実？」(Integrating global environmental concerns into local management in developing cities: Myth or Reality?) と題する研究を終了した。本研究では、地球規模の環境問題を、アジアの地域レベルのマネジメントに組み込む際の課題と可能性について、セクターを超えた都市環境マネジメントとガバナンスの観点から検討を行った。

本プロジェクトの戦略目標を達成するために、北京、上海、バンコク、ジャカルタ、マニラ、ムンバイ等において、交通部門の排出量削減政策と3R導入のための可能性について、地域の専門家や研究機関と、情報収集や協力に関する詳細な意見交換を行った。

研究活動と成果をリンクさせるために、国連地域開発センターの協力による第1回アジア E S T (Environmentally Sustainable Transport: 環境面からみた持続可能な交通) 地域フォーラム総会 (2005年8月1日～2日、名古屋)、循環型経済及び持続可能な地域開発に関する国際会議 (2005年11月1日～4日、中国・杭州)、都市生活に関する会議 (2005年5月31日～6月4日、イェーテボリ)、中国のコペネフィット問題に関する政策対話 (2005年11月22日～23日、北京) 等、多様な政策フォーラムに参加した。

3. 今後の課題

研究成果を取りまとめ、いかに地球規模の問題を地域レベルでのマネジメントに組み込むかについての最終報告書の作成を予定している。

また、その他に、以下のような成果が期待されている。

- アジアにおける3Rの障害と可能性、車の利用抑制、移動二足の低減、バス高速輸送 (BRT) とその相

- 互乗り換えシステム等に関するポリシー・ブリーフの発行
- 定評ある国際ジャーナルにおける本プロジェクト関連テーマの特集号の発行
- 3Rや交通政策に関連した政策対話とワークショップの記録の作成
- 交通政策や廃棄物管理に関するディスカッションペーパーの発行



バスレーン（上海）

淡水資源管理 (FW) プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

淡水資源管理プロジェクトでは、持続可能な淡水資源管理に向けた戦略というテーマのもと、統合的な政策デザインを提示を目的とする「持続可能な水資源管理政策研究 (SWMP)」と、水環境保全に関する政策や技術等の情報基盤構築を目的とした「アジア水環境パートナーシップ事業 (WEPA)」を推進している。

2. 2005年度の活動報告

2-1. 持続可能な水資源管理政策研究

(SWMP: Research on Sustainable Water Management Policy)

アジア諸国の都市部や都市周辺部の地下水資源管理に焦点を当て、バンコク (タイ)、ホーチミン (ベトナム)、バンドン (インドネシア)、天津 (中国)、コロンボ・キャンディ (スリランカ)、大阪 (日本) で地下水利用及び政策等に関するケーススタディを実施した。各地域から収集されたデータをもとに、地盤沈下、地下水汚染など地下水利用に関わる質・量の諸問題の現状、対象地域の社会経済状況との関連、問題解決のための政策手段等について比較解析を進めた。また、2006年度に研究対象を表流水などの他の水資源にも拡大することから、その予備的なデータ収集を実施した。

a. ステークホルダー・ミーティング等の開催

(2005年7月～9月)

バンコク、ホーチミン、バンドン、天津の4都市でステークホルダー・ミーティングを開催した。また、バンドンでは、地元政策決定者の地下水問題への知識向上を目的として、西ジャワ州議員を主対象とした立法者向けミーティングを開催した。



b. 第2回東南アジア水フォーラムへの参加

(2005年8月28日～9月2日)

インドネシア・バリで開催された第2回東南アジア水フォーラムにおいて、「地下水管理における課題及びアジアの持続的な水資源のための政策手法について」の発表を行った。

c. 第3回リサーチ・ミーティング

(2005年10月20日～21日)

中国・天津において開催した本ミーティングでは、SWMPの共同研究者がそれぞれのケーススタディの進捗状況を報告するとともに、持続可能な地下水管理に向けた政策オプションを作成するための意見交換を行った。また、地下水の代替水源となる他の水資源に関する予備的なデータ収集の状況についてもあわせて報告が行われた。



d. 第4回世界水フォーラム (WWF4) への参加

(2006年3月16日～22日)

WWF4において、アジア太平洋地域における地下水管理についてのSWMPの研究成果をまとめた報告書「Sustainable Groundwater Management in Asian Cities」を公表するとともに、セッション「持続的な開発のための共有地下水資源」を国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、米州機構 (OAS)、地球環境ファシリティ (GEF) と共催し、その内容などを発表した。



2-2. アジア水環境パートナーシップ

(WEPA: Water Environment Partnership in Asia)

WEPAは2003年3月の第3回世界水フォーラムで日本国環境省が提唱したモンスーンアジア地域の水環境向上を目指し、そのガバナンスと能力形成の向上のために情報プラットフォーム「WEPAデータベース」を構築するイニシアティブである。2004年4月から5か年の計画で事業が開始され、IGESはWEPAの事務局として、パートナー国11カ国（日本を含む）との連携を図りながら構築作業を進め、2006年3月には、構築したデータベースのウェブによる提供を開始した。



©環境省

WEPAデータベースの構成

WEPAデータベースは4つの部分から構成され、それぞれが密接に関連し、情報を提供している。

- 1) 政策情報データベース：WEPAパートナー国における水環境問題の現状や、水環境に関する政策・施策及び規定に関する情報を提供する。
- 2) 水環境保全技術データベース：政策立案者が水環境保全対策を考える際の参考になるよう、現在適正に機能している排水処理技術及びそのシステムに関する情報を提供する。
- 3) NGO・CBO*の活動情報データベース：水環境問題に関連したコミュニティ活動や、政府による啓蒙活動に関する情報を提供する。
*CBO (Community-based Organization)：地域社会に拠点を置く組織
- 4) 情報源情報データベース：水環境に関連する情報源（ウェブサイト）の情報を提供する。これらの中には、国連機関、政府、NGO、その他の関連機関等が含まれる。

2005年度も日本の水環境の専門家からなる国内検

討会を開催し、WEPAデータベースの構造やその機能の改良、パートナー国からの効果的な情報収集の収集方策等に関する議論を行った。2005年10月には、パートナー国8カ国の参加を得て、政策ワーキング会合を東京で開催し、データ収集の推進及び各国の水環境行政の情報交換を行った。

また、WEPA事業の広報活動として、2005年4月の国連持続可能な開発委員会第13回会合（CSD-13）に参加し、日本政府主催のサイドイベント「PWA (Portfolio of Water Actions：水行動集) のチャレンジ」でWEPA事業の概要と進捗状況に関する報告を行った。2006年3月の第4回世界水フォーラム（WWF4）では、水環境保全に関し情報プラットフォームが果たす役割の重要性を共有する目的で、セッション「水アカウンティングと情報プラットフォーム」を、日本国環境省、国連大学、メキシコ政府機関等と共催し、WEPAデータベースの紹介を行った。



3. 今後の課題

SWMPでは、2006年度に研究の焦点を地下水の代替水資源（表流水の開発と管理、汚水の再利用とリサイクル等）に移行する。地下水管理と代替水資源の研究成果については、年度末に研究の最終成果として統合される。また、リサーチパートナーとの連携に向けて、リサーチ・ミーティングをIGES本部（葉山）、ホーチミン及びバンコクにて開催する予定である。

WEPAでは、引き続きパートナー国との協働作業を通じてデータベースのコンテンツ及び機能の拡充を図る。また、データベースの内容の充実・向上の検討を目的としたパートナー国とのWEPA国際ワークショップの開催や国内検討会の運営を行うとともに、パートナー国との連携強化に向けた関係者会合の開催や、WEPAの広報活動の実施、各国におけるキャパシティ・ビルディングの実施検討等を予定している。

産業と持続可能社会 (BSS) プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

産業と持続可能社会プロジェクトは、(1)持続可能社会を実現する上で有望なビジネスモデルを同定し、その潜在力を定量化する手法を開発するとともに、これらのモデルに即したビジネスを促進する方策を提言すること、及び(2)持続可能な地域社会に適合したビジネス・産業活動の条件や地域開発の方向を明らかにすることを目標に掲げ、関西研究センター (KRC) において実施されている。

2. 2005年度の活動報告

上記の二つの目標に向け、第3期の中間年に当たる2005年度においては、製品サービスシステム (PSS) を対象とした「環境調和型ビジネスモデルに関する研究 (BM研究)」と、持続可能な地域社会像の検討を通じた「環境調和型地域産業システムに関する研究 (LIS研究)」を引き続き進めるとともに、第3期前半の進捗状況をレビューした結果に基づき、それぞれの研究内容の充実を図った。

2-1. 環境調和型ビジネスモデルに関する研究

(BM研究)

BM研究では、2004年度に実施した事例収集と6つの代表的なビジネスモデルを対象とした簡易評価分析に係る予備研究の結果を踏まえ、2005年度においては、(1)選択された25事例に関するビジネス属性及び持続可能性の分析・評価に係る研究、及び(2)化学物質管理サービスとカーシェアリングに関する特別研究を実施した。また、PSSを対象とした事例分析によるこれまでのアプローチに加え、(3)PSSに係る日米欧の政策動向に関する調査や、(4)PSS以外の有望なビジネスモデルであるコミュニティビジネスの促進方策に関する研究に2005年度後半より着手し、BM研究の充実を図った。中でも、(1)については、文献調査や企業インタビューを通じ、25事例の分析・評価の結果をとりまとめ、2006年度における事例間の比較分析とそれに基づく政策評価の基盤とした。また、(3)については、2005年度中に完了し、ディスカッション・ペーパーをとりまとめた。

2-2. 環境調和型地域産業システムに関する研究

(LIS研究)

LIS研究では、2004年度から開始した(1)温室効果ガスの大幅な削減を実現できるような持続可能な地域社会像の検討、及び(2)これに関連するケーススタディを完了させ、2006年度における持続可能な地域社会像からビジネス・産業のあり方等を導く地域産業システムの検討のベースを築いた。また、持続可能な地域社会像の検討を通じたこれまでのアプローチのほかに、(3)アジア諸国の実情に応じた地域開発のためのアグロ系環境産業 (バイオマス関連産業等) の戦略的活用に関する研究や、(4)地球環境問題への産業界の対応における地域特性に関する調査に2005年度後半から着手し、LIS研究の充実を図った。中でも、(1)については、二酸化炭素排出量の大幅削減を実現しうる技術・社会システムの最適な組合せを求めることができる簡易な計算手法を開発し、それを典型的な地方都市に適用することにより持続可能な地域社会像を導いた。また、(3)については、2006年度にタイ、ベトナム及びインドにおいてケーススタディを行うため、アジア工科大学 (タイ) に委託して予備的調査を実施した。

2-3. その他の活動

「日本におけるドイツ年2005/2006」の一環として、国際ワークショップ「循環ビジネスに関する日独対話：地域社会における環境保全と産業振興の統合の視点から」(2005年11月22日)を開催した。また、国際シンポジウム「地域再生のための環境ビジネス」(2006年2月3日開催)では、地域の特性を活かした



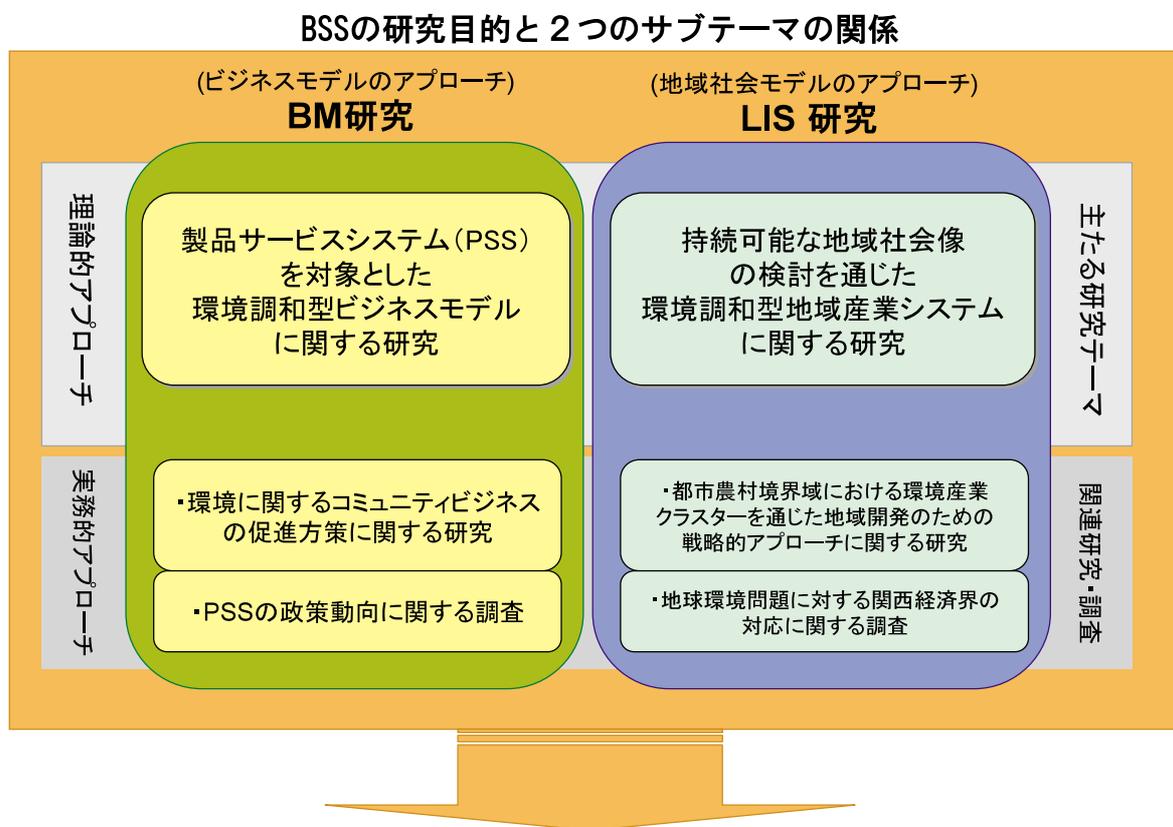
環境ビジネスにはどのようなものがあるか、またそのような環境ビジネスを推進するためにはどのような方策があるかについて議論を行った。これらのほかに、企業や研究者等の参加による第2回産業と持続可能社会（BSS）プロジェクト研究会を2005年7月12日に開催した。

ことから、第3期後半から開始したそれぞれの関連研究・調査を含め、これまで別々に進められてきたBM研究及びLIS研究をBSS研究として統合できるような形にとりまとめていくことが大きな課題となっている。

また、研究としてのとりまとめと並行して、別途、政策提言に繋がる部分を抽出し、ディスカッション・ペーパーやポリシー・ブリーフにとりまとめていく予定である。

3. 今後の課題

2006年度は、本プロジェクトの最終年度に当たる



産業（企業）が持続可能社会を実現するためには？

長期展望・政策統合 (LTP) プロジェクト

1. 第3期戦略研究の概要

長期展望・政策統合プロジェクトは、持続可能な開発の基本的原則が、アジア太平洋地域においてどのように適用されるべきかについて、長期的・分野横断的な視点から検討し、効果的かつ一貫した政策提言を発信することを目指している。また、IGES内の他のプロジェクトとも連携しながら、アジア太平洋地域における持続可能な開発を実現するための横断的な研究を実施している。

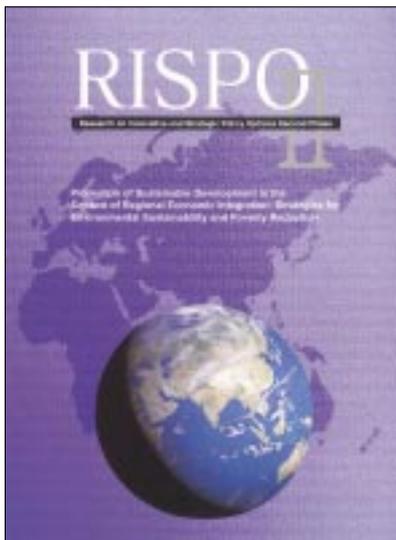
2. 2005年度の活動報告

LTPの基本的な役割である①目的指向型政策研究、②研究成果の戦略化、及び③研究成果の具現化、の3つの機能のもとに以下の研究を実施した。また、2004年4月から新たに本プロジェクトに加わった「持続可能な開発のための環境教育」についても、サブプロジェクトとして引き続き実施した。

2-1. 革新的・戦略的政策オプション研究

第2フェーズ (RISPO II)

RISPO IIは、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト (APEIS) のサブプロジェクトのひとつであると同時に、国連環境計画・持続可能な開発のための研究機関ネットワーク形成 (UNEP-NISD) のパートナーシッププロジェクトのひとつとして実施されている研究プロジェクトであり、東アジア地域内で急速に進んでいる経済統合に焦点を当て、地域的経済統合が国内



及び地域レベルに及ぼす環境及び社会・経済的影響を分析し、持続可能な開発を促進するための戦略的な環境政策のオプションを政策立案者に提供することを目標としている。

2005年10月26日～28日に、IGES葉山本部で本研究のキックオフ会合が開催され、研究計画書及び研究作業体制について協議・確認を行った。また、詳細に亘る調査を行うために、中国、インドネシア、日本、韓国、タイ、ベトナムでケーススタディを実施する予定であり、2006年3月28日～31日にIGES葉山本部で第1回プログレス・ワークショップが開催され、これまでの進捗状況をまとめた中間報告書の発表を行った。

2-2. アジア太平洋環境開発フォーラム

第2フェーズ (APFED II)

2005年度から始まったAPFED IIでは、2004年12月に採択されたAPFED最終報告書に盛り込まれた117の政策提言を発展させ、その実施に向けた活動が進められている。IGESはAPFEDの事務局に任命されており、LTPが円滑な議論と成果のとりまとめを引き続き支援している。

APFED IIは、具体的には①政策対話、②知識管理、③ショーケース・プロジェクトの3つの活動から構成されている。2005年11月21日～22日にインドネシア・ボゴールで開催されたAPFED II第1回全体会合では、各提言とともにAPFED II活動の実施手順について再検討が行われた。また、同会議に引き続いて行われたアジア欧州環境フォーラム (1/3 of Our Planet) において、「アジア太平洋地域における環境情報へのアクセス」に焦点を当てた政策対話を主催し、環境情報の情報公開に関する現状や状況を改善するための具体的な取組について活発な討議を行った。2006年3月5日には、3Rに関するAPFED政策対話を実施し、続いて開催された3R高級事務レベル会合でその成果を発表した。

2-3. 持続可能な開発のための3Rイニシアティブ

3Rイニシアティブとは、各部門で「(廃棄物の)発生抑制、再利用、再生利用」のための活動を促進することであり、持続可能な社会の構築を目指すものである。この3Rイニシアティブは、2004年に開催されたG8シーアイランドサミットで承認され、2005年4月に東京で開催された3Rイニシアティブ閣僚会合によって正

式に開始された。

LTPは、3Rイニシアティブ閣僚会合や高級事務レベル会合（SOM）の事務局として、同イニシアティブのプロセスに関与するとともに、3Rに関する政策研究、地域戦略の検討、3Rの考え方の普及等を通じて同イニシアティブの促進を支援した。

今後は、アジア地域における3R推進に向けた活動の支援、及び他地域や国際機関における取組との連携を進め、3Rイニシアティブのグローバルなレベルでの推進に貢献していく予定である。アジア地域における3Rの展開については、政策対話及び実務レベルでの検討を推進するため、2006年秋のアジア3R推進会議の開催について日本の環境省を支援する。また、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP/ROAP）、アジア開発銀行（ADB）、国連地域開発センター（UNCRD）といった国際機関との連携により、アジア3R推進会議に向けた専門家会合を開催し、具体的な課題についての議論の積み上げを行う予定である。さらに、UNEP/ROAP及びUNCRDの協力のもと、アジア各国の3R国家戦略策定推進についても支援を行う。他地域との連携については、まずはヨーロッパ地域とアジア地域との情報交換の場を設定して行く予定である。



©環境省

2-4. トヨタステークホルダー・ダイアログ

ステークホルダー参加型の合意形成とパートナーシップの構築を促進する手段であるマルチステークホルダー・ダイアログについて、2006年1月に第5回トヨタステークホルダー・ダイアログ「企業の社会的責任（CSR）：環境に焦点を当てて」が開催された。IGESは第1回ダイアログから側面支援を行ってきたが、2005年度からはLTPがより積極的にその実践に参画した。今回のダイアログでは、環境分野におけるCSRのこれ

までの主要な動き、最前線での取組や今後の展望等について活発な意見交換を行った。

2-5. 環境教育サブプロジェクト

環境教育サブプロジェクトについては、「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」に貢献すべく、研究目標である以下の3点を基に準備を進めた。

- 「『持続可能な開発』達成の戦略的ツールとしての環境教育」政策コンセプトの確立
- アジア太平洋地域における「持続可能な開発のための教育の10年」の実施支援
- 「持続可能な開発のための教育」国家戦略モデルの作成

2005年度は、持続可能な開発のための教育（ESD）がアジア地域でどのように受容されているのかを把握する作業を通じて、IGESが実施するESDや環境教育に関連する研究の枠組みを構築した。この研究活動の中で、オーストラリアにおける環境教育の経験を整理した基礎資料を作成した。

2-6. [IGES白書] Sustainable Asia 2005 and Beyond: In the pursuit of innovative policies 「持続可能なアジア：2005年以降の展望—革新的政策を目指して—」

アジア太平洋地域の環境政策の現状や動向について分析し、紹介するとともに、持続可能な発展を実現するための革新的な環境政策について、IGES独自の視点でとりまとめて発行した（英語版）。IGESの組織的取組として、LTPの調整のもと分野横断的に作業が進められ、また、英語版の発行にあわせて、報道発表資料や要旨の日本語への翻訳も行った。日本語版の出版に向けた準備も進められ、この発表を兼ねて2006年7月1日に国際シンポジウムを開催することとなった。

3. 今後の課題

アジア太平洋地域の中心的なステークホルダー間の政策対話の支援・活性化に努めるとともに、同地域における先導的な戦略研究機関としての存在感を高めながら、上述の研究活動をそれぞれ進めていく。また、研究活動の過程において、関連国際機関やアジア太平洋地域内の研究機関との共同作業を引き続き積極的に行っていく。

その他

クリーン開発メカニズム (CDM) プログラム

1. 概要

CDMプログラムは、日本国環境省によるClean Development Mechanism (CDM: クリーン開発メカニズム) / Joint Implementation (JI: 共同実施) 推進事業のひとつであり、主にアジア太平洋諸国を中心とした発展途上国及び市場経済移行国におけるCDM/JIに関わる能力構築を目的としたキャパシティビルディング活動を2003年10月から実施している。具体的には、関連情報の普及・啓発、日本とホスト国の関連組織のネットワーク構築支援、CDM実施を可能とする人材の訓練、プロジェクトの発掘・開発・実施の支援等を行う。

ボツワナ、フィリピン、タイ、中国、ロシアを主な対象国として、政府関係者及び民間事業者を対象にCDM/JIについてのワークショップや勉強会を開催し、各国における状況に応じた人材等の能力育成事業を展開している。2005年度は、過去2年間の事業内容を踏まえつつ、現地の民間事業者から提案されたプロジェクト案について、CDMプロジェクトとするために必要な専門的知識の提供を行い、プロジェクトを形成することができる人材育成を支援するワークショップの開催や、提案されたCDMプロジェクトが発展途上国の持続可能な発展に貢献するかどうかを審査する政府承認手続きに関する勉強会を実施した。各対象国での活動は各表の通りである。

2. 2005年度の活動報告

2-1. 各国別ワークショップ、勉強会等

CDMプログラムでは、インド、インドネシア、カン

2-2. 地域全体への取組

地域全体への取組として、2005年6月27日～28日に、UNEPエネルギー気候開発リソ・センター (URC)、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) 及び

カンボジア

活 動	期 間
セクター別プロジェクト設計と形成のための勉強会 第1回勉強会 第2回勉強会 第3回勉強会	2005年7月26～27日 2005年9月29日 2005年12月20日
ベースライン・データの整備	2005年7月～12月
地方におけるCDM推進体制整備と案件形成のための勉強会 バットアン カンボンチャン シハヌークビル	2005年9月1日 2005年9月6日 2005年10月28日
DNA職員向け承認体制運用のための勉強会 第1回勉強会 第2回勉強会	2005年7月25日 2005年9月28日
クメール語版CDMコントリー・ガイドの作成	2006年3月
ナショナルワークショップ	2006年3月2日

インド

活 動	期 間
セクター別プロジェクト設計と形成のためのワークショップ (アーマダバード)	2005年9月28日～29日
セクター別PIN*・PCN**形成のための勉強会 アーマダバード ハイデラバード	2005年11月8日 2005年11月22日
地方におけるCDM推進のためのワークショップ バンガロー ジャイプール	2005年7月26日～27日 2005年9月22日～23日
地方におけるCDM推進のための勉強会 (PIN・PCN・PDD***形成講座) バンガロー ジャイプール	2005年10月25日～28日 2005年11月21日～23日

*PIN: プロジェクトアイデアノート

**PCN: プロジェクトコンセプトノート

***PDD: プロジェクトデザインドキュメント

中国

活 動	期 間
英語版・中国語版CDMコントリー・ガイドの作成	2005年6月～2006年1月
CDMコントリー・ガイド紹介及びCDM案件発掘を目的としたワークショップ	2006年1月24日
寧夏回族自治区におけるCDMプロジェクト案件発掘・形成支援を目的とした勉強会	2005年9月～2006年3月
山西省におけるCDMプロジェクト案件発掘・形成支援を目的とした勉強会	2005年9月8日

国際協力銀行（JBIC）との共催で、CDMの資金的側面に関するワークショップを開催した。アジア開発銀行（ADB）やJBIC等の国際金融機関、民間金融機関、アジア各国政府機関、CDM事業開発企業等から約150名が参加し、CDMプロジェクトにおける資金面での実施可能性と資金調達に関する困難を軽減するための方策が検討された。

また、2006年3月30日～31日には、UNDPバンコク地域センターとワークショップ「アジア太平洋地域における地域CDM戦略の開発」を共催した。アジア太平洋地域21カ国から政府上級職員等約40名が参加し、同地域の貧困削減に向けたCDMの積極活用が提言された。

2-3. 出版物（CDMカントリーガイドブック等）

CDMやその他京都メカニズムに関する基本情報や解釈を分かり易くまとめたテキストブック（CDM and JI

in Charts）の改訂版、及びCDM案件形成を促進するために必要な最新情報を掲載したCDMカントリーガイドブック（カンボジア、中国、インド、インドネシア、タイ、フィリピン）を作成及び改訂した。

3. 今後の課題

2006年度も引き続き、対象国の能力構築へ貢献するために活動を続けていく。具体的には、ワークショップや勉強会の開催を通じて1）CDM/JI事業を実施するホスト国政府における制度の構築や専門的知識のある人材を育成すること、2）ホスト国民間事業者を対象にCDM/JIプロジェクトを発掘及び形成することのできる能力構築支援を行うこと、そして3）CDM/JIに関するテキストブック（CDM and JI in Charts及びCDMカントリー・ガイド）改訂作業によるCDM/JIに関わる情報の普及・啓発を継続することである。

インドネシア

活 動	期 間
セクター別プロジェクト設計と形成のための勉強会 ジャカルタ バリクパバン メダン	2005年9月13日～15日 2005年9月27日～29日 2005年11月21日～23日
インドネシア語版CDMカントリー・ガイドの作成	2006年1月
地方のCDM推進体制及び機能整備のための勉強会	2006年2月2日～3日
CDM事業化促進のためのワークショップ	2006年2月28日～3月1日

フィリピン

活 動	期 間
セクター別プロジェクト設計と形成のためのワークショップ マニラ セブ カガヤンデオロ	2005年9月28日～29日 2006年2月6日～7日 2006年2月9日～10日
DNA職員向け承認体制運用のための勉強会	
DNA技術評価委員会（エネルギー分野）	2005年9月15日～16日
DNA技術評価委員会（廃棄物分野）	2005年9月26日～27日
DNA事務局 科学技術省（DOST）担当官	2005年11月11日～12日 2005年10月11日～12日
DNA運営委員会	2006年3月23日
ベースライン・データの整備	2005年9月～2006年3月

タイ

活 動	期 間
政府職員及びDNA職員のための勉強会 CDMセミナー（バンコク） 勉強会	2005年8月31日～9月1日 2005年9月2日、10月18日、 2006年3月27日
プロジェクト設計と形成のためのワークショップ （バンコク）	2005年9月6日、8～9日
PDD作成のための勉強会	2005年10月18日～20日、 11月16日～18日、 2006年1月25日～27日
英語版CDMカントリー・ガイドの出版	2005年度末

ロシア

活 動	期 間
日ロエネルギー協力推進における京都メカニズムの役割についての勉強会	2005年10月27日

クリーンな環境のための北九州イニシアティブ

2000年9月に北九州市で開催された「第4回アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議」(MCED2000)で採択された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」(北九州イニシアティブ)は、アジア・太平洋地域における都市環境の質に関して、目に見える進歩を達成することを目指している。この目標を達成するため、2000年から2005年にかけて、大気汚染や水質汚濁を管理し廃棄物を最小化するローカル・イニシアティブを推進すべく、諸活動を行ってきた。北九州イニシアティブネットワークは、アジア・太平洋地域における18カ国62都市から構成され、成功事例の収集・分析、都市環境管理に対する自治体の能力を高めるためのテーマ別セミナーの開催、都市環境改善を目的としたパイロット事業の実施、都市間協力及び様々なメディアを通じた広報活動等を実施しており、MCED2005では、北九州イニシアティブの成果が高

く評価され、引き続き第2期の北九州イニシアティブ(2005年~2010年)の実行計画が採択された。

IGES北九州事務所では、北九州イニシアティブの事務局として、2005年度には、①パイロット・プロジェクトの成功事例をネットワーク都市に提供するためのスタディ・ツアー(タイ・ノンタブリ)、②都市環境政策レビューとして北九州エコタウンにおける固形廃棄物管理及び資源再循環プロジェクトに関する解析・評価、③パンフレットやニュースレターの発行等の広報活動に加えて、④成功事例に関する情報センターとしての活動を推進した。

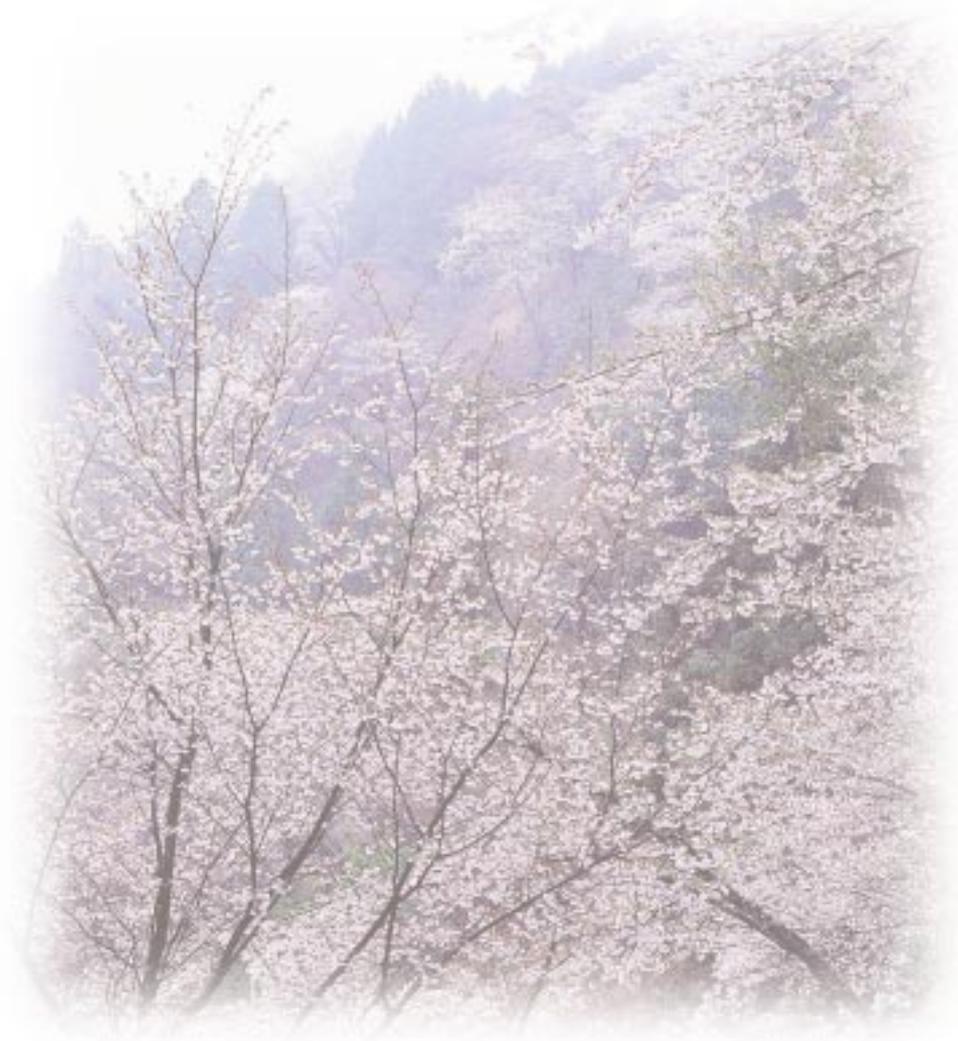
また、廃棄物管理政策、特に3R(Reduction 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用)に関しては、IGES長期展望・政策統合プロジェクトと連携して事業を実施した。



ノンタブリ市の代表が市のプロジェクトを紹介

Ⅲ

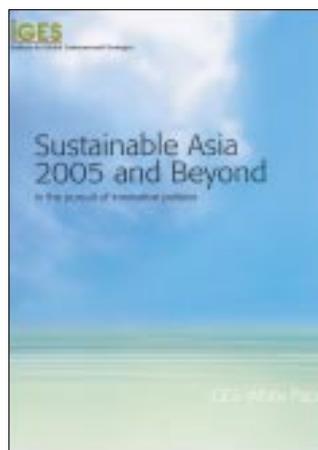
戦略研究の具現化に向けた活動



〔IGES白書〕 Sustainable Asia 2005 and Beyond — In the pursuit of innovative policies (持続可能なアジア：2005年以降の展望—革新的政策を目指して—) の発行

これまでIGESが行ってきたアジア太平洋地域における環境戦略研究活動の集大成として、各研究プロジェクトが垣根を越えて協力し、アジアの環境戦略に関する白書「Sustainable Asia 2005 and Beyond — In the pursuit of innovative policies」を発行した。急速な経済発展と人口増加の進行に伴い、アジアは天然資源の利用や環境の質の面で極めて危機的な状況にあり、アジアの環境資源がこれ以上減少すると、これまでに得た経済的利益を失うばかりか、社会的・政治的な不安定性を招く恐れがある。本書は、アジアの持続的発展がなければ世界の持続的発展は不可能である、というアジアの環境問題の重要性を強調し、森林管理、水資源、気候変動、都市環境、ビジネス、環境教育の各分野からの報告をもとに、アジアにおける環境の現状を評価し、現在実施されている政策を再検討した上で、今後アジアが取るべき環境戦略について、ポリシーミックス、市場メカニズム、金融措置、多様な利害関係者の参加、環境情報開示等の

キーファクターを提示するとともに、分野横断的かつ大局的な提言を試みた。そして、これらの提言を通じて、「持続可能なアジア」の構築に向けて、緊急かつ長期的視野に立ったアジア自らの「協調行動」が今まさに必要であることを訴えた。



ポリシー・ブリーフの創刊

各研究プロジェクトや研究員の研究成果を、政策提言としてより積極的に、国内外の行政機関、産業界、NGO、市民に向けてタイムリーに発信するために、「ポリシー・ブリーフ」を創刊した。2005年度は、第1号「国際リサイクル特区とアジア域内ネットワークの構築」、第2号「アジアにおける環境情報公開の促進と地

域協定の導入」、第3号「森林減少への取組：改革への原動力としての森林認証」、並びに第4号「Rationalisation of Industrial Sector Water Use is the Key to Sound Groundwater Management」(英語版のみ)を発行した。



シンポジウム、ワークショップの開催

第13回アジア太平洋環境会議 (ECO ASIA 2005)

日 程：2005年6月4日～5日

場 所：長良川国際会議場（岐阜県岐阜市）

主 催：環境省、岐阜県

参加者：アジア太平洋地域19カ国の環境大臣等、国際機関12機関の代表者

概 要：

2005年2月の京都議定書発効に伴い、本会議の目的は、持続可能な開発に向けた地域での取組、とりわけ再生可能エネルギーの推進に向けた取組を検討することであった。各国内の多様なステークホルダー間の協力について、広い視点から議論が行われた。

IGESからは、長期展望・政策統合プロジェクトが、

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) 及び革新的戦略政策オプション研究 (RISPO) の3年間にわたる活動成果に関する報告を行い、今後の活動（第2フェーズ）に向けて、参加者から貴重なフィードバックを得ることができた。

第6回IHDP公開会合におけるIGES主催セッション

日 程：2005年10月9日～13日

場 所：ドイツ・ボン大学

概 要：

地球環境変化の人的側面に関する国際研究計画 (IHDP) は、第6回IHDP公開会合を開催し、IGESは他4機関とともに同会合を共催した。今回の公開会合では、「地球環境変動、グローバリゼーション及び国際安全保障」をテーマに世界各国から約600名が参加し、全体セッションの他約130の並行セッションが行われた。

会合の共催機関として、IGES森島昭夫理事長がIGESの活動に関する特別報告を行った。また、IGESは同会合において都市環境管理と気候政策に関する2つのセッションを主催した。10月11日の都市環境管理プロジェクトによる「持続可能な都市への移行：地球環境変化への地域の取組」と題するセッションでは、プレゼンテーションやパネルディスカッションを通じて、地球環境変化をいかにアジアの都市環境開発政策に反映させるべきかについて、温室効果ガス排出抑制、都市交通問題、廃棄物管理等の切り口から活発な議論を行った。また、10月12日の気候政策プロジェクトによるセッ

ション「気候変動問題を開発政策の主軸へ：アジア各国における現状と課題」では、アジア諸国における気候政策と国及び地方レベルでの開発政策との連携方策について、クリーン開発メカニズム、適応政策、技術移転、能力形成等、多様な視点から議論を行った。両セッションの中で発表された報告書は、査読を経て国際的なジャーナルの特別号に掲載される予定である。



森島理事長による特別報告

日独気候政策シンポジウム2005： 日本とドイツのインパルス、今後の協働に向けて

日 程：2005年11月1日

場 所：国連大学本部「ウ・タント国際会議場」

主 催：ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所、IGES

協 力：連邦環境省、ノルトライン・ヴェストファーレン州科学研究省(以上ドイツ)、環境省(日本)

参加者：政策担当者、研究者、大使館職員、国際機関・NGOの代表を含む約200名

概 要：

IGESは、「日本におけるドイツ年2005/2006」行事の一環として、「日独気候政策シンポジウム2005」をヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所と共催した。

午前のセッションでは、ドイツ環境省やGreen Budget Germanyから、ドイツの環境税制改革や排出量取引制度の導入効果などについて最新の報告が行われ、IGESからはドイツにおける経験を踏まえた日本での方策や導入可能性について研究成果を発表した。

午後のセッションでは、日独双方の産業界（BPドイツ、日立製作所等）、自治体（ハノーバー市、神奈川県等）、NGO（地球の友（FoE）、Co2online）、京都大学からそれぞれの取組についての事例が紹介され、また

パネリストと参加者との質疑応答も活発に行われた。



アジア太平洋環境開発フォーラム第2フェーズ（APFED-II）第1回全体会合

日 程：2005年11月21日～22日

場 所：インドネシア・ボゴール

概 要：

本会合では、APFED-IIの議長として、川口順子元外務大臣・元環境大臣が選出されるとともに、APFEDの最終報告書で提案されている3つの活動（ポリシーダイアログ、ショーケースプロジェクト、知識イニシアティブ）の実施について検討が行われた。

ポリシーダイアログに関しては、APFED-II会合で候補に挙がった5つのトピックのうち、資源の効率的利用（3R）に関する専門家会合が2006年3月に東京で開催された。ショーケースプロジェクトに関しては、先進的な政策や技術、社会活動を試行的に実施し、これらを公開されたプロセスで検証・評価する、APFED-IIIにおける「実施メカニズム」としての必要性が再確認され、2005年度に2件のテストケースプロジェクトを開始、2006年度に10件程度を募集・実施することとした。知識イニシアティブに関しては、アジア太平洋地域で実施された、衡平で持続可能な社会の促進に資する優良事

例をデータベース化することで、事例の知識と教訓を広く普及することが確認された。また、APFED表彰制度を創設し、2006年春より実施している。



2005年度「産業と環境」国際シンポジウム

日 程：2006年2月3日
場 所：神戸ポートピアホテル（神戸市）
主 催：IGES
共 催：(財)21世紀ヒューマンケア研究機構
概 要：

今回の国際シンポジウムでは、地域再生のための環境ビジネスと題し、地域の特性を活かした環境ビジネスにはどのようなものがあるのか、またそのような環境ビジネスを推進するためにはどのような方策があるのかについて議論が行われた。

先進的な取組を行っている米国からニール・セルドマン氏（ILSR：地域の自立のための研究所）を迎え、「持続可能な産業発展：これまでの歩みと今何をすべきか」と題した基調講演をいただいた。続くパネリスト報告では、日本におけるバイオマスを活用した環境ビジネスについて、インドを例にした環境をベースにした地域経済のための地域社会とのパートナーシップについて、環境と地域再生について、そしてRustBelt再生への3つのアプローチについて、それぞれ報告が行われた。会場からの質問をもとに行われたパネルディスカッションでは、日

本における持続可能な地域社会の構築に向けた環境ビジネスへの促進方策について活発な議論が展開された。



2005年度「産業と環境」国際ワークショップ

日 程：2005年11月22日
場 所：JICA兵庫国際センター（神戸市）
主 催：IGES、(財)兵庫県環境クリエイトセンター
概 要：

「日本におけるドイツ年2005/2006」の一環として行われた今回のワークショップでは、「環境ビジネスに関する日独対話：地域社会における環境保全と産業振興の統合の視点から」と題し、日本（IGES、兵庫県環境クリエイトセンター）とドイツ（ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所等）から合計5つの発表が行われた。

総括セッションでは、ドイツのマテリアルフロー分析や廃棄物管理の新たなEU指令について会場から質問が寄せられ、またドイツ側報告者から日本のエコタウン事業やリサイクルの現状に関心が示されるなど、日独の循環ビジネスにおける現状と今後のあり方について活発な議論が展開された。



COP11及びCOP/MOP1サイドイベント： アジアから見た2013年以降の気候政策枠組への懸念と期待

日 程：2005年12月2日

場 所：Palais des Congrès de Montréal（COP会場）内Mackenzie River Room

主 催：IGES

参加者：気候問題上級交渉担当官、政策担当者、研究者、国際機関・NGOの代表を含む150名以上

概 要：

本サイドイベントは、IGESが2005年度に実施した、アジア各国の2013年以降の気候政策枠組に対する懸念、関心及び優先事項に関する一連の政策対話の総括として行ったものである。

森島昭夫IGES理事長の開催挨拶に続き、Bert Metz氏（IPCC、オランダ・環境評価庁）により将来気候枠組に対するステークホルダー（関係者）間の対話に関する評価が提示され、IGESから一連の政策対話の成果に基づき、アジア各国が抱える懸念、関心、優先事項等について報告した後、パネルディスカッションが行われた。

各国政府、国際機関関係者からは、IGESの時期を得た、そしてアジア太平洋地域の持続可能な開発に重要な含意を持つこうした取組に、高い賞賛の声が上がった。

また、これまでの対話を総括し、2013年以降の国際的枠組に向けてアジア各国が抱える懸念、関心、優先事項をとりまとめた報告書「Asian Perspectives on Climate Regime Beyond 2012」（アジアから見た将来気候政策枠組）を、本サイドイベントにおいて発表した。本報告書は<http://www.iges.or.jp/jp/cp/report11.html>からダウンロード可能。



パネルディスカッション



サイドイベントの参加者

COP11及びCOP/MOP1サイドイベント： 気候変動への適応：2013年以降に向けた道筋

日 程：2005年12月5日

場 所：Verrière Room, Delta Centre-Ville Hotel（モンリオール）

主 催：IGES

参加者：政策担当者、研究者、国際機関・NGOの代表を含む約100名

概 要：

本サイドイベントでは、気候変動への適応策を促進するため、様々なアプローチをとる必要性が議論された。

森島昭夫IGES理事長による開催挨拶の後、IGESからバングラデシュにおける調査結果、及び2005年7月に東京で実施したミクロレベルでの積極的な適応策に関する専門家会合の成果について報告を行った。また、世界銀行や国連開発計画（UNDP）による適応イニシアティブについても議論を行い、パネルディスカッションでは、2013年以降の将来気候枠組における適応支援

のあり方について積極的な意見交換を行った。



第4回世界水フォーラム（WWF4）セッション： 持続可能な発展のための共有地下水資源

日 程：2006年3月17日

場 所：メキシコシティ The Banamex Center（WWF4会場）

主 催：IGES、ユネスコ（UNESCO）、米州機構（OAS）、地球環境ファシリティ（GEF）

概 要：

本セッションでは、地下水の資源としての重要性、関連する問題群、地下水管理の法的・社会経済的側面等についての発表や議論が行われ、IGES淡水資源管理プロジェクトは、報告書 *Sustainable Groundwater Management in Asian Cities* をはじめとする「持続可能な水資源管理政策研究（SWMP）」の研究成果を発表した。

地下水管理に関連する「地域の活動」をテーマとした発表では、中米、アフリカ、アジアからの報告があり、アジアからの報告として、SWMPの共同研究者である Dr. Mukand Singh Babel から、SWMP ケーススタディの一環としてタイ・バンコクで開催されたステークホルダー会議についての報告が行われた。続くパネルディスカッションでは、大垣眞一郎・淡水資源管理プロジェクトリーダーが、SWMP で実施したケーススタディをもとに、適切な地下水管理のための具体的提案の例を紹介した。

また、セッションからのキーメッセージとして、1) 地下水の健全な開発のための教育やプランニングへの投

資、2) 干ばつの緩和等といった地下水の重要な役割を有効利用できるよう、政府が早い段階で計画策定を行うこと、3) 政府と専門家等を含むステークホルダーとの協働、4) 地域の多様性を考慮した上で、地下水に関する科学的知見や知識を国際的に共有していくこと、5) 産業部門における地下水の需要軽減のための、水の再利用やリサイクル推進への政府の積極的な資源投入、6) 越境地下水の効率的な管理のための法的根拠、効果的な制度設計、また共同でのモニタリングやデータの共有、などの重要性が強調された。



第4回世界水フォーラム（WWF4）セッション 水アカウンティングと情報プラットフォーム

日 程：2006年3月20日

場 所：メキシコシティ The Banamex Center（WWF4会場）

主 催：日本国環境省、IGES、国連大学、メキシコ国家水委員会（CONAGUA）、メキシコ国立統計地理情報機関（INEGI）

共 催：国際協力機構（JICA）

概 要：

本セッションの冒頭、江田環境副大臣より、水環境保全に関する知識と経験の共有を推進していくことが重要であることが述べられた。続いて、鈴木基之氏（国連大学特別学術顧問、中央環境審議会会長）による「水環境保全のための情報の重要性（Importance of Information for Conservation of the Water Environment）」と題した基調講演の中で、人口の増加や生活形態、産業構造の変化等により、水に関する問題がより一層顕著化してきている状況を踏まえ、持続可能な社会を目指すために正確な情報に基づいたガバナンス

の強化が重要であることが述べられた。また、WEPA 国内検討会の座長である岡田光正教授（広島大学副学長）から、WEPAの活動が紹介されるとともに、メキシコからは、2つの地域の活動が報告された。パネルディスカッションでは、メキシコ、マレーシア、国連大学から学識者を迎えて意見交換が行われるとともに、セッションの成果として、より適切な水環境管理を行うための包括的な情報の整備と共有、そのための国際的パートナーシップ構築の重要性等を盛り込んだ提言がまとめられた。

アジア太平洋地域における地域CDM戦略の開発

日 程：2006年3月30日～31日

場 所：タイ・バンコク

主 催：IGES、国連開発計画（UNDP）バンコク地域センター

参加者：アジア太平洋地域21カ国からの政府上級職員等約40名

概 要：

IGESとUNDPは、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた協力関係を促進するため、IGESとUNDPの間で2006年1月に締結された「戦略的業務協力協定」に基づく初の協力活動として、クリーン開発メカニズム（CDM）の貧困削減への活用を検討するワークショップを共催した。

ワークショップでは、開発途上国自身がCDMプロジェクトの実施基準として貧困削減への寄与を考慮するとともに、先進国は排出削減クレジット獲得のみを考慮するのではなく、開発途上国の持続可能な開発に高く寄与するCDM事業のプレミアムをも考慮するべきであると提言された。ワークショップでは、開発途上国政府が、CDM事業を承認する際の貧困削減に関する明確な基準をどのように定義すべきか、また地方電化等、貧困削減と密接な関係にあるセクターでのCDM事業にどのように着目すべきかを検討する必要性についても議論され、CDMプロジェクトが地域社会にもたらす影響を適切に

評価することが不可欠であるという点が指摘された。

今回のワークショップを通じて、IGESとUNDPバンコク地域センターは、今後も連携してアジア太平洋地域の開発途上国の支援に当たっていくことを確認した。



情報発信、アウトリーチ活動

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取組等に反映されるよう、様々な媒体を活用して研究成果を分かりやすく紹介するとともに、地球環境問題に関する最新の政策・研究動向等の情報を幅広く収集・発信した。

定期刊行物

1) 「International Review for Environmental Strategies (国際環境戦略レビュー)」(IRES)

2000年8月に創刊した英文査読学術論文誌であるIRESについては、2005年度は6-1号と6-2号の計2号を発行した。6-1号では、気候変動問題をはじめ環境問題の幅広い課題を網羅。6-2号は地下水資源と政策を特集し、2006年3月の第4回世界水フォーラムにおいても配布した。



2) 「2005年アジアの環境重大ニュース」

2005年に起きた環境関連の重大ニュースをアジア太平洋地域の21カ国、3機関から収集し、アジア太平洋地域の環境に関する最新の動向をまとめた。2005年12月に暫定版を公表し、2006年3月に最終版を発行した。各国のニュースを独自に取りまとめた貴重な出版物として、メディアにも取り上げられた。



3) ニュースレター

ニュースレター「What's New from IGES」を2005年6月、11月、2006年2月に発行し、IGESの研究プロジェクトの紹介やセミナー等の開催報告に加え、IGES研究員の考察記事や研究員紹介等を掲載した。



インターネットによる情報発信・アウトリーチ

1) E-alert

Eメールによる情報発信「E-alert」では、IGESの研究活動や地球環境問題に関する情報を購読希望者に対して無料で配信しているが、本年度は前年度より発信頻度を高め、月平均2回程度発信した。また、研究員のインタビュー記事「E-alertインタビュー」も定期的に掲載した。

2) EnviroScope

2004年に運用を開始した情報発信サイト「IGES EnviroScope (エンバイロスコープ) —環境戦略・政策・研究のためのオンライン・プラットフォーム—」は、持続可能な開発に関するウェブサイトの新着情報をリアルタイムで提供するサイトで、国連機関及び各国政府機関や研究機関等が登録されている。2005年度は、新機能「ライブラリ」(2006年公開)の準備・開発を行った。

メディアを通じた情報発信

2005年度においては、IGESの活動や研究成果を多様なステークホルダーに伝えるための有効な方策のひとつとして、プレスリリースや記者説明会の実施等を通じて、国内外の多様なメディアを通じた情報発信を強化した。プレスリリースについては13件を和文及び英文にて発信し、国内の新聞や雑誌、また国内外のウェブニュースに広く掲載された。

IV

IPCC/TSU（国別温室効果ガス インベントリープログラム技術支援ユニット）



IPCC国別温室効果ガスインベントリープログラム 技術支援ユニット (TSU)

地球規模の気候変動問題が将来起こり得るとの認識から、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) は、1988年に気候変動に関する政府間パネル (IPCC) を設立した。UNEPとWMOの加盟国がそのメンバーである。

IPCCの役割は、人為的な気候変動のリスクに関する科学的知見及びそれらに対する適応策や緩和策の潜在的影響と選択肢に関する科学的・技術的・社会経済的な知見を、包括的・客観的・開示的に、かつ透明性を保ちつつ、とりまとめて評価することである。

国別温室効果ガスインベントリープログラム (NGGIP) はIPCCの4つの主要な活動のひとつで、その目的は次の通りである。1) 温室効果ガス排出・吸収量を各国が計算し報告するための国際的に合意された良好手法指針を含む手法及びソフトウェアの開発及び改善。2) IPCCに参加している国々及び気候変動枠組条約 (UNFCCC) 加盟国における同手法の使用促進。タ

スクフォース・ビューロー (TFB) がNGGIPのプログラムを指導している。

NGGIPの技術支援ユニット (TSU) は、IPCC、経済協力開発機構 (OECD)、国際エネルギー機関 (IEA)、その他関係機関の多大な協力を得て、1999年9月に、財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 内に設置された。日本政府の資金を受けて運営されている。TSUは、TFBの共同議長をサポートしつつ、NGGIPの運営管理と技術的サポートを担っている。

1999年以降、TSUはすべての経済分野におけるインベントリーのための方法論に関する2冊のIPCC報告書を作成した。エネルギー、工業過程、農業、廃棄物分野のための「良好手法指針と不確実性報告書」(GPG2000 (2000)) と「土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針報告書」(GPG-LULUCF (2003)) である。これらの報告書は、IPCCに正式に承認された後、UNFCCCの科学上及び技術上の助言に



2006年ガイドライン第7回執筆者会合でユリ・イズラエル氏 (IGCE理事、IPCC副議長) が開会挨拶
(2005年7月5-7日 ロシア・モスクワ)

関する補助機関（SBSTA）から歓迎を受けて以来、UNFCCC締約国の国別温室効果ガスインベントリー作成になくなくてはならないものとなっている。

2004年以来、NGGIPとTSUは、UNFCCCの要望を受けて、1996年改訂版IPCC インベントリーガイドラインと前述の二つの報告書を改訂するプロジェクトに取り組んでいる。2005年度のTSUは、主にこの2006年版IPCC国別温室効果ガスインベントリーガイドライン（以下2006年ガイドライン）作成のためのプロジェクトに心血を注いできた。TSUが主催したロシアのモスクワとオーストラリアのシドニーでの2度の執筆者会合は、2006年ガイドラインの第1及び第2草稿に対して世界中の専門家・政府から寄せられたコメントを、執筆者・このプロジェクトの運営委員会（Steering Group）・IPCCインベントリータスクフォースビューローメンバーが検討し、次段階の草稿に反映させていくためのものであった。第1草稿には世界中の専門家から6,000以上のコメントが、第2草稿には各国政府と専門家から8,600以上のコメントが寄せられた。TSUは、これら第1及び第2草稿に対して行われた2回の査読の過程を最も効率的かつ成果の高いもの

にするべく、上記の執筆者会合の準備段階として、コメントの取りまとめと分析を行った。IPCCガイドラインの改訂には世界中から約250人の執筆者が参加した。2006年3月には最終稿が完成し、2006年4月のIPCC全体会合に向けて、各国政府による査読に付された。IPCCパネルが草案を承認したあかつきには、2006年ガイドラインは、将来の国別インベントリー作成のために最新の科学的・技術的な根拠を提供するという、IPCC-NGGIPにとってはTSUがIGESに設立されて以来の大きな成果となる。

IPCC温室効果ガス排出係数データベース（EFDB）は、データの編集委員会とTSUによって精査されながら絶えず発展し続けるよう設計されたソフトウェアツールで、2002年に公開された。データベースには、温室効果ガスの排出量を推計する際に必要となる排出係数（排出原単位）やその他各種データが収蔵されており、ウェブサイト上で運営され、CD-ROMでも配布されている。その目的は、世界中のインベントリー作成者が排出量推計に関する知見を共有できる場を提供することである。EFDBは、個々のデータについて、特定の国や用途への使用妥当性を保証するものではないが、データの



2006年ガイドライン第7回執筆者会合全体会合（2005年7月5-7日 ロシア・モスクワ）

背景情報を併せて提供することにより、ユーザーは自身で使用妥当性を判断できるようになっている。UNFCCCの附属書I国のみならず、インベントリーを作成する途上国にとって、EFDBの重要性が高まっていることは、IPCCガイドラインの改訂とともに広く知られてきていることである。2005年には、新しい編集委員会を選出するため、各国政府に専門家の推薦を依頼した。TFBが新編集委員を選ぶにあたっては、推薦を受けた専門家すべての専門性とTSUからの助言が熟考された。

TSUは、上記の活動に加えて、IPCCの他の作業部会による活動、二酸化炭素回収・貯留に関する特別報告書の作成や排出シナリオの検討（第3作業部会）等に、温室効果ガスインベントリーの見地から協力した。TSU職員はまた、UNFCCCのワークショップや各種会合、インベントリートレーニングやUNFCCC非附属書I国の

国別報告、国連開発計画による温室効果ガスインベントリーの能力向上のためのワークショップ、国連欧州経済委員会の排出インベントリーと予測のための作業部会の会合、日本の温室効果ガスインベントリーオフィスによるアジア地域の温室効果ガスインベントリーワークショップなど、インベントリーにまつわる様々な活動にIPCCを代表して参画している。

2003年に始められたTSUインベントリーインターンシッププログラムは、若い研究者や科学者に、インベントリーに関係する分野別の科学研究を通じて、IPCCの国別温室効果ガスインベントリーの手法の理解を深める機会を提供することを目的としている。2005年度にベナン共和国から受け入れたインターンは、GPG-LULUCFを使ったベナンのインベントリーに関するリサーチを行った。

V

APN(アジア太平洋地球変動研究ネットワーク)



2005年度におけるアジア太平洋地球変動 研究ネットワーク (APN) の活動報告

1. APNについて

地球システムの変動は、世界人口の半分以上が住むアジア太平洋地域各国の社会・経済に大きな影響を与えている。こうしたことから、米国・ホワイトハウスでの科学経済研究会議（1990年）を踏まえ、アジア太平洋地域における地球変動研究の推進、途上国の参加促進、科学者と政策決定者間の連携強化を図る政府間会合として、1996年、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) が設立された。

APNは、「地球変動研究」を「地球変動（地球の物理的・生物学的システム上の自然又は人為的変動は、時に一体となって、地球規模で顕著となる）及びそれによるアジア太平洋地域の持続可能な開発への影響に関する研究」と定義している。地球変動とその影響については、最近の研究や観測により新たな知見が得られると同時に、新たな科学的課題も見つかっている。APNは、そうした新たな課題を明らかにし、地域的な研究協力の推進を目指している。APNは、その研究成果が、地球変動に関わる課題について政策・意思決定をする上での適切な科学的根拠となるよう努めている。

APNが対象としている主要分野は、気候、生態系・生物多様性及び土地利用、大気・陸上・海洋の領域における変化、資源の利用（食糧、水、エネルギー、物質）と持続可能な開発へ向けた手段である。

APNは、地域の途上国が共同研究に参加し、十分に利益を受けられるよう努めている。こういった地域的な活動を地球システム全体として相互活用する観点から、APNが支援する研究については、地球規模のプログラムから援助を受けている他の地域における研究活動との連携を図っている。

地球変動研究と政策形成に関する他の組織とのパートナーシップは、限りある資源を最大化し、最良の結果を生むと考えられる。鍵となるパートナーには、地球圏－生物圏国際協同研究計画 (IGBP)、生物多様性科学国際協同プログラム (DIVERSITAS)、地球環境変動の人間・社会的側面に関する国際研究計画 (IHDP)、世界気候計画 (WCRP)、地球システム科学パートナーシップ (ESSP)、地球変動に関する分析・研究・研修システム (START)、また、APNとは姉妹関係になる全アメリカ地球変動研究機関 (IAI) がある。地球変動研究

コミュニティとの連携には、共同研究プロジェクト、科学的能力向上活動、科学－政策連携の他、国際会議やワークショップ等へのアジア太平洋地域からの参加、科学者・政策決定者とのネットワークの構築・強化等が考えられる。

現在、APNには21カ国（オーストラリア、バングラデシュ、カンボジア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、ロシア、スリランカ、タイ、アメリカ合衆国、ベトナム）が加盟している。APNは、日本、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドから財政支援を得ている。また、多くの加盟国から現物供与（人員、施設・設備、会議会場ほか）を得ていることも極めて重要である。

APN事務局は、事務的には2004年4月よりIGES傘下にあるが、その最高意思決定機関は、引き続きAPNの政府間会合 (IGM) である。なお、IGESの会計上、APNの活動については特別会計が設けられている。



第11回政府間会合 (IGM) ・
科学企画グループ (SPG) 会合

©APN

2. APNの支援プロジェクト

(1) 公募支援プロジェクト (ARCP)

APNの資金は、主にアジア太平洋地域における地球変動研究及び能力向上活動に使われており、プロジェクトは毎年1回行われる公募によって選定される。2005年度については24プロジェクトに対して、総額75.6万ドルが充てられた。

(2) CAPaBLEプロジェクト

APNはWSSDにおけるいわゆるタイプIIプロジェクトとして、2003年から5年間で「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」を実施している。2005年度においては、実績豊かな途上国の研究者による地球温暖化に関する国際共同研究推進事業(CRP)2件及び若手研究者等に対する能力向上事業11件について、53.2万ドルが充てられた。

3. 兵庫県関係事業

APN事務局は1999年より神戸に置かれており、兵庫県からの財政的支援を受けている。こうしたことから、毎年ワークショップ、国際会議のいくつかを神戸で開催するとともに、パブリックシンポジウムなどを通じてAPNの活動成果を活用した市民向け啓発活動に努めている。2005年度においては、下記の事業が行われた。

1) APN国際シンポジウム

「地球変動研究と環境教育—APNに期待される役割」：2005年4月11日

2) APN国際シンポジウム「環境倫理にもとづいた環境教育の国際ガイドラインの構築に向けて」：

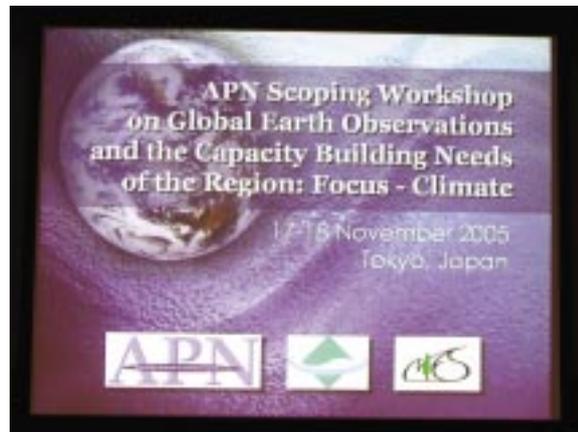
2006年1月28-30日



APN国際シンポジウム
「地球変動研究と環境教育—APNに期待される役割」

4. APN国際ワークショップ「アジア太平洋地域における地球観測及び能力開発ニーズに関するスコーピングワークショップ：気候に焦点をあてて」

地球観測については、GEOSS(全地球観測システム)10年実施計画(2005~14年)のもと、世界的に地



第1回スコーピングワークショップ ©APN

球観測システム構築に向けた具体的な動きが活発化している。特に気候分野では、観測だけでなく、観測データを適応、対策及び政策に適用できる人材と組織を育成するとともに、気候変動の影響を的確に把握・予測し、データに基づいて必要な対策を講ずることが緊急に求められている。

2005年11月東京での第1回スコーピングワークショップ及び2006年3月バンコクでの第2回ワークショップにおいて、アジア太平洋地域における能力開発ニーズがどの分野にあるか、能力開発ニーズの優先順位付けや具体的な実施方法、APNの役割等について議論が行われた。

5. 各種国際会議、ワークショップ等への参加

2005年度においてはAPNから下記の国際会議に参加した。

- 1) アジア太平洋環境会議、2005年6月4-5日、岐阜市
- 2) 第15回アジア太平洋気候変動セミナー／国連気候変動枠組条約第6条アジア太平洋地域ワーク

- ショップ、2005年9月11-15日、横浜市
- 3) アフリカにおける地球変動研究地域協力ワークショップ、2005年9月22-24日、ケニア・ナイロビ
 - 4) 地球変動研究支援国際機関年次会合、2005年10月26-28日、アメリカ・アレキサンドリア
 - 5) COP11/MOP1におけるサイドイベント「アジアから見た2013年以降の気候政策枠組みへの懸念と期待」、2005年12月3日、カナダ・モントリオール
 - 6) 第2回地球観測作業部会会合 (GEO-II)、2005年12月14-15日、スイス・ジュネーブ

APNメンバー及びAPN事務局職員は、APNが支援したプロジェクトの会合にも出席している。それらの会合は以下の通りである：

- LOICZ (沿岸域における陸域-海域相互作用研究計画) 円卓会議及び地域ノード設置式、スリランカ
- 第2回CLIMAG (気候変動の農業影響研究開発計画) 国際会議 (START/WMO共催)、スイス
- 異常気象に関する島嶼国トレーニングワークショップ、サモア
- 気候変動による沿岸域都市の洪水に関する国際シンポジウム、タイ
- IGBP/IHDP LOICZ第2フェーズ発足に関する科学オープン会合
- MAIRS (モンスーンアジア統合地域研究) における東南アジア評価会合、スリランカ
- 第1回健康計画会合、スリランカ
- 助成金ワークショップ、パキスタン
- 南アジアにおける異常気象の指標に関する地域ワークショップ、パキスタン
- 気候変動の季節性とその影響による天災に関する教育者向けの3日間トレーニングワークショップ、タイ

6. 出版等

- 第2次戦略計画 (2005-2010)
- 評価報告書 (1996-2004)
- 拡大運営委員会会合報告書
- 第10回政府間会合/科学企画グループ会合報告書
- 2004/2005年度年次報告書
- プロジェクト報告書Vol. 1
- 第1次地球変動ディレクトリ
- ニュースレター (年4回ウェブサイトでのみ配布)

7. 予算

2005年度におけるAPN特別会計への歳入は、総額(円換算)で189,864,000円であり、その内訳は、環境省からの拠出金等が136,011,000円、兵庫県からの委託費が35,301,920円、オーストラリアから30,000豪ドルであった。このほか、米国全米科学財団からAPNが支援する研究プロジェクトにイヤーマークされた475,000ドルの拠出がSTARTに対してなされており、これはAPNのIGMでは上記予算と合算して取り扱われている。これを合せると、2005年度の予算額は、2,233,000米ドルとなる。

2005年度におけるAPN特別会計からの歳出は、総額(円換算)で225,720,000円であり、その内訳は、科学活動予算として178,524,000円、事務局予算として47,196,000円となっている。

8. 事務局体制

現在常勤スタッフは6名の体制である。2005年度においては、人材養成プログラムとして、APNの開発途上メンバー国から2名のプログラムフェローがそれぞれ1~2年の予定でAPN事務局において研修を受けている。

VI

その他の活動



賛助会員との交流 — 「賛助会員セミナー」等の開催状況 —

IGESは、政府・地方自治体・民間企業・NGO等との連携・協力関係を構築することにより、その研究活動に多様な意見を反映させ、研究内容の充実と実践化を図っている。IGESではその一環として賛助会員の制度を設け、その活動に賛同する多くの企業やNGO、個人が参加している。

賛助会員には、正会員と準会員の種別があり、IGES主催のシンポジウムへの招待、出版物の無料配布等の特典がある。また、正会員は一般にも公開して開催する「賛助会員セミナー」に優先的に参加することができる。

このセミナーは、IGESの活動や研究成果を広く周知するとともに、その活動に賛同する賛助会員の登録促進を図ることを目的としている。

2005年度も、地球環境問題という共通のテーマの中から最も今日的な話題を取り上げ、行政・企業・市民等の様々な主体がそれぞれの立場からどのようなアプローチができるかを考察した。今年度はK-FACE〔(財)神奈川学術研究交流財団〕との共催により計2回を実施し、多くの参加者を得て充実した議論が展開された。

	開催日	テーマ・プログラム	講師・発表者		会場
第1回	9/28 (水)	「エコアクション21が目指す環境経営」			ランドマークタワー13階 フォーラムよこはま 会議室1
		報告「『環境経営』—自主取り組みから条件、政策手段へ」	森下 研	IGES持続性センター エコアクション21事務局次長	
		報告「エコアクション21の手順と環境取組み」	木村 信幸	NPO法人かながわ環境カウンセラー協議会横浜支部長・審査人	
		事例報告「神奈川におけるエコアクション21認証登録の現状」	望月 良治	エコアクション21地域事務局かながわ事務局長	
		質疑応答・意見交換			
第2回	10/15 (土)	「廃棄物から見る国際関係—ごみが結ぶ私たちと世界のつながり—」			パシフィコ横浜 小会議室 411・412
		報告「循環型社会を目指して—日本の3Rイニシアティブ」	瀧口 博明	環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐	
		報告「国際循環最前線—国際循環ビジネスの可能性」	本田 大作	株式会社リサイクルワン取締役兼COO	
		報告「資源効率の向上と途上国の環境問題の解決を目指して」	橋 徹	IGES LTPプロジェクト主任研究員	
		質疑応答・意見交換			



第1回賛助会員セミナー



第2回賛助会員セミナー

エコアクション21（持続性センター）

1992年の地球サミットの「リオ宣言」には、「先進国は、持続可能な生産・消費パターンの実現を図らなくてはならない」とされ、90年代以降、エネルギー効率、資源効率など「環境効率」の向上に向けて、世界的な大企業は「自主的」な取組を開始した。「ファクター10」、「ゼロエミッション」、「ファクター4」などがそのコンセプトであり、環境と経済の統合が追求されてきた。また、持続可能な消費を実現する手法として、90年代半ば以降、製品の「環境ラベル」、「グリーン調達」などが進展してきた。近年では、途上国経済の量的拡大を背景に、「持続可能な生産・消費パターンの実現」は、途上国においても共通の課題となっている。

企業の自主的な取組の国際規格として、ISO14001が90年代半ばに発行され、国際的な商取引の際の「グリーンパスポート」などといわれて世界的に普及し、ISOを認証取得する企業は、日本では世界最大の20000サイトを越えるようになった。（2006年3月末現在）しかし、ISO規格は、環境のための社内体制や文書の整備、社内の環境教育、これらの内部監査の実施などの社内システムが構築・維持されていることだけが要求される。環境負荷削減という「パフォーマンス」は要求されず、また、取組の内容を環境報告書にまとめて公表することもない。したがって、ISOの認証取得は、「膨大な文書をつくらなくてはならないので、紙使用量増大などの環境負荷が増えるだけ」といった皮肉も聞かれる。また、規格に適合しているかどうかの外部審査、認証・登録には、数百万円もの費用を要する。審査、認証なども「環境ビジネス」のひとつではあるが、環境が改善されないことには意味がない。特に、資金、人手の少ない中小の事業者（SMEs）の環境の取組を支援する手法については、ISO規格の反省を踏まえ、欧州など各地域で模索されるようになった。

一方、持続可能な消費を実現する手法も、新たな展開が見られず、近年、世界的に閉塞感が漂っている。

このような中で、持続可能な発展のための革新的な政策手法を研究・開発し、さまざまな主体の政策決定に具現化することを目的とするIGESは、2004年10月に「持続可能な生産・消費」の実現のため、「持続性センター」(CfS)を設置した。

「持続性センター」では、まず、2004年10月から「エコアクション21認証登録制度」を創設した。これは、中小の事業場（SMEs）でも容易に環境への取組（二酸化炭素・廃棄物・水使用の削減など）ができるよう支援し、その結果を環境の専門家である審査人が審査し、IGESが認証登録するもの。近年、大企業、行政機関などが、物品・サービスを納入する企業に環境経営の「証（あかし）」を求めるようになってきており（「サプライチェーンのグリーン化」）、エコアクション21の認証登録は、これにも応えるものでもある。エコアクション21は、ISOのような重い社内システムではなく、また、環境負荷削減が要求され、環境活動レポートが策定・公表されるので、社会との環境コミュニケーションが図られる。特に、エコアクション21は、エネルギーや水の使用量、廃棄物の排出量の削減を直接の目的にしているため、これらが実現されれば、必ず、光熱水費、廃棄物処理費、原材料費などの削減をもたらすわけで、環境と経済が同時に達成できることになる。

2005年4月以降、全国に567名の審査人（2005年度は234名）、33カ所の地域事務局（2005年度は10カ所）を認定した。2006年末までに新たに審査人、地域事務局が増える予定である。これらにより、身近なところでの取組支援、審査、認証などを行うことのできる体制が整った。

2006年3月末現在、729の事業場が認証登録されている。認証登録件数の伸びは著しく、2006年度夏には1,000事業場に達する予定である。認証登録料（2年分）は、事業者の業種・規模に応じて5万円から20万円であり、2005年度については、約5000万円の認証登録料収入があった。支出は、エコアクション21運営委員会・判定委員会などの謝金、審査人試験会場借上費、人件費、普及活動費などであり、差し引き額は、次期に繰り越し、以下の事業展開などに充当される。

オーストラリア、ドイツなどの諸都市で90年代後半から実施されてきている「エコ・プロフィット」の経験では、SMEsの環境対策、あるいはコスト削減策は、個々に実施するよりも、多くの事業場がまとまって一斉に実施する方が効果的であることがわかった。エコアクション21は、これまで、個々の経営者へのアドバイスによる「点」の普及、サプライチェーンのグリーン化による

「線」の普及が行われてきたが、今後、自治体（市区町村）のイニシアティブによる「面」の普及を「エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラム」として展開していくこととしている。

2005年度は、全国で18の自治体が参加。総参加事業者数は約300事業者であった。2006年度も引き続き実施しているところである。また、加えて2006年度から、企業が関係会社や取引先などを取りまとめ、一斉に認証取得への取組を行う「関連企業グリーン化プログラム」を展開している。

また、IGESは、環境省からの要請により、「日中韓環

境大臣会議」の主要な事業のひとつとして、エコアクション21認証登録制度を日中韓共通の仕組みとしていくための準備を進めている。これが実現すると、世界有数の太いサプライチェーンで結ばれている3カ国の企業、特に、SMEsのグリーン化が図られることになる。その他のアジア諸国にも、この輪を広げていきたい。

一方、「持続性センター」では、持続可能な生産・消費パターンの実現のため、2006年度においては、エコアクション21認証登録の収入をも活用し、特に、持続可能な消費パターンの実現のためのさらなる新たな手法の研究・開発、そして実施をしていくこととしている。

資 料 編



貸借対照表

Fiscal 2004 (Year ended March 31, 2005) and
Fiscal 2005 (Year ended March 31, 2006)

2004年度及び2005年度

	3月31日 March 31				(単位：千円, Unit : Thousands of Yen)			
	2005年		2006年		2005年		2006年	
	一般会計 General Account	特別会計 Special Accounts	一般会計 General Account	特別会計 Special Accounts	一般会計 General Account	特別会計 Special Accounts	一般会計 General Account	特別会計 Special Accounts
I 資産の部								
1 流動資産								
現金・預金	52,265	78,086	139,818	67,943	396,189	84,457	688,407	
未収金	579,354	-	581,764	-	-	12,000	593,764	
前払費用	4,142	255	4,397	255	2,017	-	7,344	
立替金	3,366	-	3,366	-	-	792	2,747	
仮払金	1,588	-	1,588	-	-	-	5,439	
流動資産合計	640,715	78,341	734,048	68,198	398,206	97,249	1,297,701	
2 固定資産								
基本財産								
投資有価証券(基本金)	50,000	-	50,000	-	-	-	50,000	
投資有価証券(戦略研究基金)	200,000	-	200,000	-	-	-	200,000	
その他の固定資産	2,139	-	2,139	-	-	-	2,706	
建物付属設備	31,171	8,066	39,237	6,034	-	-	45,824	
情報通信設備	303	-	303	-	-	-	242	
車両運搬具	3,895	9,849	14,637	8,018	-	605	12,707	
什器備品	6,945	-	6,945	253	-	-	7,531	
ソフトウェア	627	-	627	-	-	-	552	
商標権	45,080	17,915	63,888	14,305	-	605	69,562	
電話加入権	2,517	306	2,823	306	-	151	2,974	
敷金・保証金	3,373	840	4,213	840	-	200	3,861	
退職給付引当預金	28,960	4,996	33,956	6,936	1,543	2,218	42,426	
減価償却引当預金	44,039	11,264	55,303	15,552	-	458	71,687	
固定資産合計	373,969	35,321	409,290	37,939	1,543	3,632	410,510	
資産合計	1,014,684	113,662	1,128,346	106,137	399,749	100,881	1,738,211	
II 負債の部								
1 流動負債								
未払金	274,702	12,818	287,520	6,060	5,067	23,822	379,990	
短期借入金	300,000	-	300,000	-	-	-	300,000	
前受金	919	-	919	-	-	-	-	
預り金	6,109	539	6,648	3,870	-	-	9,855	
流動負債合計	581,730	13,357	595,087	9,930	5,067	23,822	689,845	
2 固定負債								
退職給付引当金	28,961	4,996	33,957	6,936	1,543	2,218	42,426	
固定負債合計	28,961	4,996	33,957	6,936	1,543	2,218	42,426	
負債合計	610,691	18,353	628,048	16,866	6,610	26,040	732,271	
III 正味財産の部								
1 永久的に使用を制限された正味財産								
基本金	50,000	-	50,000	-	-	-	50,000	
戦略研究基金	200,000	-	200,000	-	-	-	200,000	
2 一時的に使用を制限された正味財産								
IPCC/TSU特別会計活動資金	-	95,309	95,309	89,271	393,139	-	89,271	
インターネット特別会計活動資金	-	-	-	-	-	74,841	74,841	
APN特別会計活動資金	-	95,309	95,309	89,271	393,139	74,841	557,251	
3 使用を制限されない正味財産								
正味財産合計	403,993	95,309	499,302	89,271	393,139	74,841	1,005,940	
負債及び正味財産合計	1,014,684	113,662	1,128,346	106,137	399,749	100,881	1,738,211	

正財産増減計算書
2004年度及び2005年度

Statement of Activities
Fiscal 2004 (Year ended March 31, 2005) and
Fiscal 2005 (Year ended March 31, 2006)

	2004年度 Fiscal 2004				2005年度 Fiscal 2005				2006年度 Fiscal 2006				計 Total			
	一般会計 General Account		特別会計 Special Accounts		一般会計 General Account		特別会計 Special Accounts		一般会計 General Account		特別会計 Special Accounts		計 Total		計 Total	
	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual	予算額 Budget	決算額 Actual
I 収入 (収益) の部																
1 基本財産運用収入																
Income from Basic Fund																
1,495	-	1,495	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,240	2,058	(818)
2 戦略研究基金運用収入																
Income from Strategic Research Fund																
6,833	-	6,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,500	6,257	233
3 会費収入																
Membership fees																
2,230	-	2,230	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000	2,230	2,770
4 事業収入																
Contract revenues																
661,008	-	670,908	-	9,900	640,836	(5,236)	-	-	-	-	-	-	-	637,600	652,836	(16,236)
5 拠出金収入																
Contribution from the Environment Agency of the Environment																
28,016	-	28,016	-	9,900	63,395	(62,385)	-	-	-	-	-	-	-	11,000	63,395	(62,385)
6 委託料収入 (兵庫県)																
The Government of New Zealand																
690,024	-	690,324	-	3,900	704,231	(67,631)	-	-	-	-	-	-	-	648,600	716,231	(67,631)
7 補助金収入																
From the Government of Australia																
550,000	-	550,000	-	154,732	704,732	-	-	-	-	-	-	-	-	674,011	674,011	-
From the Government of New Zealand																
704	-	704	-	2,482	2,482	-	-	-	-	-	-	-	-	2,393	2,434	(41)
8 委託料収入 (兵庫県)																
Contribution of Hyogo Prefecture																
550,000	-	550,000	-	157,718	707,718	-	-	-	-	-	-	-	-	34,830	35,302	(472)
9 角貸付金収入																
Revenue for shared services																
179,436	-	179,436	-	179,436	176,177	2,422	-	-	-	-	-	-	-	178,569	176,177	2,422
10 雑収入																
Miscellaneous income																
24,175	-	24,175	-	8	141	(757)	-	-	-	-	-	-	-	46,135	34,126	11,009
11 日本特別基金収入																
Subsidies for IPCC-Japanese special fund																
161,402	-	161,402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	161,066	161,066	-
Total revenues and gains	1,755,808	1,617,407	8	1,388,219	2,118,442	(731,223)	-	-	-	-	-	-	-	1,688,351	1,745,127	(66,776)
II 支出 (費用) の部																
1 事業費																
Expenses and losses:																
1,061,346	-	992,111	-	992,111	998,361	62,985	-	-	-	-	-	-	-	1,061,346	998,361	62,985
2 管理費																
Administrative expenses																
202,599	-	202,599	-	202,599	188,500	216,692	(27,812)	-	-	-	-	-	-	188,500	216,692	(27,812)
3 減価償却費																
Depreciation and amortization																
156,643	-	156,643	-	156,643	158,400	146,505	11,895	-	-	-	-	-	-	158,400	146,505	11,895
4 雑収入																
Revenue for shared services																
176,266	-	176,266	-	176,266	158,400	146,505	11,895	-	-	-	-	-	-	211,156	160,876	50,280
5 特別基金																
Special fund																
274,009	-	274,009	-	274,009	274,009	274,009	-	-	-	-	-	-	-	627,668	234,544	383,124
6 特別基金																
Asipacific network for global change research																
104,194	-	104,194	-	104,194	104,194	104,194	-	-	-	-	-	-	-	138,540	101,930	36,610
7 管理費																
Administrative expenses																
323,295	-	323,295	-	323,295	323,295	323,295	-	-	-	-	-	-	-	323,295	323,295	-
8 減価償却費																
Depreciation and amortization																
4,259	-	4,259	-	4,259	4,259	4,259	-	-	-	-	-	-	-	4,259	4,259	-
9 雑収入																
Revenue for shared services																
11,980	-	11,980	-	11,980	11,980	11,980	-	-	-	-	-	-	-	11,980	11,980	-
10 雑収入																
Miscellaneous income																
1,998,572	-	1,998,572	-	1,998,572	1,998,572	1,998,572	-	-	-	-	-	-	-	1,998,572	1,998,572	-
Total expenses and losses	1,998,572	1,745,127	4	1,745,127	1,688,351	(307,115)	-	-	-	-	-	-	-	1,688,351	1,745,127	(66,776)
当期正財産増加 (減少) 額																
Increase (decrease) in net assets:																
343,889	-	343,889	-	343,889	343,889	343,889	-	-	-	-	-	-	-	343,889	343,889	-
前期繰越正財産																
Net assets at beginning of year																
403,693	-	403,693	-	403,693	403,693	403,693	-	-	-	-	-	-	-	403,693	403,693	-
当期繰越正財産																
Net assets at end of year																
747,582	-	747,582	-	747,582	747,582	747,582	-	-	-	-	-	-	-	747,582	747,582	-

注: 管理費及び事業費の内訳
** この負担金収入は、APNより一般会計に支払われているため、当計算書では相殺されている。
*** この負担金収入は、APNより一般会計に支払われているため、当計算書では相殺されている。

注: 管理費及び事業費の内訳
Note 9 Breakdown of expenditures

** This shared service cost was paid by APN to general account and therefore it was offset in this statement.
*** This shared service cost was paid by APN to general account and therefore it was offset in this statement.

Statement of Cash Flows
Fiscal 2004 (Year ended March 31, 2005) and
Fiscal 2005 (Year ended March 31, 2006)

現金計算書
2004年度及び2005年度

(単位：千円、Unit：Thousands of Yen)

	2004年度 Fiscal 2004						2005年度 Fiscal 2005														
	一般会計		特別会計 Special Accounts		合計 Total		一般会計		特別会計 Special Accounts		合計 Total										
	借入金	貸付金	借入金	貸付金	借入金	貸付金	借入金	貸付金	借入金	貸付金	借入金	貸付金									
現金計算書の増減(減少)額	60,004	(20,910)	(274,151)	48,701	(188,958)	(188,958)	14,252	(22,820)	(98,388)	(3,237)	(93,331)	(62,900)	(270,810)	(381,190)	(6,700)	(20,481)	(271,811)	(677,018)	(130,946)	(546,072)	
現金計算書の増減(減少)額	10,415	4,329	-	169	14,872	14,872	9,323	11,629	(9,116)	4,388	1,208	-	73	988	(915)	15,122	16,215	(1,099)	16,215	(1,099)	
現金計算書の増減(減少)額	11,980	1,792	150	1,047	14,669	14,669	14,720	2,769	11,460	1,906	1,940	(308)	1,227	1,171	56	17,462	6,188	11,674	17,462	11,674	
現金計算書の増減(減少)額	(107,370)	-	-	(16,966)	(124,338)	(124,338)	33,510	(2,120)	35,910	-	-	-	-	(4,966)	33,510	2,566	30,944	2,566	30,944	2,566	
現金計算書の増減(減少)額	(1,463)	(955)	-	(63)	(953)	(953)	(721)	(3,320)	(3,649)	-	-	(2,017)	2,017	(690)	(721)	(6,669)	5,385	(6,669)	5,385	(6,669)	
現金計算書の増減(減少)額	14,931	3,975	34,327	38,114	88,967	88,967	(15,619)	70,339	(66,018)	(2,178)	(6,758)	4,280	(4,237)	34,250	30,013	15,292	(18,394)	18,059	(68,433)	18,059	
現金計算書の増減(減少)額	1,572	(9)	(44)	93	1,412	1,412	-	(1,043)	1,043	-	3,331	(3,331)	(100)	-	93	(100)	300	2,195	(2,296)	2,195	
現金計算書の増減(減少)額	(10,083)	(11,148)	(239,518)	68,905	(192,681)	(192,681)	14,252	(22,820)	(98,388)	(3,237)	(93,331)	(62,900)	(270,810)	(381,190)	(6,700)	(20,481)	(271,811)	(677,018)	(130,946)	(546,072)	
現金計算書の増減(減少)額	-	-	-	-	-	-	-	(608)	808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(608)	808	-
現金計算書の増減(減少)額	(129)	(530)	(550)	(1,063)	(2,143)	(2,143)	(1,000)	(6,835)	15,835	(1,000)	(1,000)	-	-	-	(2,000)	(16,835)	14,835	(16,835)	14,835	(16,835)	
現金計算書の増減(減少)額	(6,166)	-	-	(6,166)	-	-	6,000	(2,252)	1,795	(1,000)	(284)	(716)	-	-	6,000	(1,666)	(3,834)	(1,666)	(3,834)	(1,666)	
現金計算書の増減(減少)額	(627)	-	-	(627)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現金計算書の増減(減少)額	(7,432)	(550)	-	(1,213)	(9,216)	(9,216)	(2,000)	(21,210)	19,210	(678)	(6,322)	-	-	-	(9,000)	(21,888)	12,888	(21,888)	12,888	(21,888)	
現金計算書の増減(減少)額	(13,477)	(1,792)	(920)	(1,047)	(16,636)	(16,636)	(14,729)	(10,374)	(4,355)	(1,940)	34	(308)	308	(4,227)	(11,700)	(57)	(17,862)	(13,792)	(17,862)	(13,792)	
現金計算書の増減(減少)額	(10,445)	(4,259)	-	(1,629)	(14,872)	(14,872)	(9,529)	(2,116)	(5,526)	(4,288)	(1,298)	-	(73)	(299)	216	(15,122)	(16,216)	(15,122)	(16,216)	(15,122)	
現金計算書の増減(減少)額	(23,922)	(6,051)	(920)	(1,216)	(31,509)	(31,509)	(21,352)	(22,033)	(7,432)	(6,238)	(1,204)	(308)	308	(1,300)	(1,450)	(32,984)	(30,008)	(32,984)	(30,008)	(32,984)	
現金計算書の増減(減少)額	1,920	-	170	-	2,090	2,090	-	7,605	(7,605)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	1,920	-	170	-	2,090	2,090	-	7,605	(7,605)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	340	-	(60)	(200)	80	80	-	551	(551)	-	-	60	(60)	-	-	-	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	(29,114)	(6,601)	(210)	(2,630)	(38,555)	(38,555)	(29,252)	(35,067)	8,815	(14,432)	(6,906)	(7,526)	(248)	248	(1,300)	(1,159)	(41,984)	(43,680)	(43,680)	(43,680)	
現金計算書の増減(減少)額	300,000	-	-	300,000	-	-	300,000	300,000	-	-	-	-	-	-	-	300,000	300,000	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	(300,000)	-	-	(300,000)	-	-	(300,000)	(300,000)	-	-	-	-	-	-	(300,000)	(300,000)	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	(150,000)	(150,000)	-	-	(300,000)	(300,000)	-	(120,000)	(120,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	(150,000)	150,000	-	-	-	-	-	(120,000)	(120,000)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
現金計算書の増減(減少)額	(30,197)	(17,749)	(239,728)	65,435	(231,239)	(231,239)	(12,000)	87,553	(90,553)	(67,000)	(10,143)	(56,837)	(62,000)	(271,058)	(360,942)	(8,000)	19,022	(27,022)	(719,000)	(174,626)	
現金計算書の増減(減少)額	91,462	95,835	906,975	-	1,094,272	1,094,272	52,000	52,265	(265)	80,000	78,086	1,914	622,000	667,247	(55,247)	36,000	65,435	(29,435)	800,000	863,033	
現金計算書の増減(減少)額	52,295	78,086	667,247	65,435	863,033	863,033	40,000	139,818	(93,818)	13,000	67,943	(54,943)	(396,189)	(396,189)	28,000	84,457	(56,457)	81,000	688,407	607,407	
現金計算書の増減(減少)額	(30,197)	(17,749)	(239,728)	65,435	(231,239)	(231,239)	(12,000)	87,553	(90,553)	(67,000)	(10,143)	(56,837)	(62,000)	(271,058)	(360,942)	(8,000)	19,022	(27,022)	(719,000)	(174,626)	
現金計算書の増減(減少)額	305,670	86,444	902,141	-	1,294,255	1,294,255	348,100	358,985	(9,885)	67,522	64,984	2,338	627,663	627,930	(267)	12,000	47,287	(55,287)	1,056,285	1,099,186	
現金計算書の増減(減少)額	355,985	64,084	627,830	47,287	1,099,186	1,099,186	320,000	383,022	(63,022)	3,000	58,298	(65,298)	(393,139)	(393,139)	-	73,427	(73,427)	323,000	907,836	(546,569)	
現金計算書の増減(減少)額	53,315	(21,460)	(274,211)	47,287	(195,069)	(195,069)	(28,100)	24,037	(3,137)	(64,522)	(6,716)	(57,806)	(234,731)	(392,872)	(12,000)	26,140	(38,140)	(733,285)	(191,330)	(541,955)	
現金計算書の増減(減少)額	305,670	86,444	902,141	-	1,294,255	1,294,255	348,100	358,985	(9,885)	67,522	64,984	2,338	627,663	627,930	(267)	12,000	47,287	(55,287)	1,056,285	1,099,186	
現金計算書の増減(減少)額	355,985	64,084	627,830	47,287	1,099,186	1,099,186	320,000	383,022	(63,022)	3,000	58,298	(65,298)	(393,139)	(393,139)	-	73,427	(73,427)	323,000	907,836	(546,569)	

財 団 概 要

【設立経緯】

1995年1月

「21世紀地球環境懇話会」（内閣総理大臣の私的諮問機関）の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。

1996年4月

「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」（環境庁）において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。

1998年3月

財団法人地球環境戦略研究機関発足

【人員構成】

研究員	70	(28)*名
研究支援・広報スタッフ	23	(8)名
管理業務スタッフ	16	(1)名
特別会計事業他	20	(3)名

* () 内は客員研究員または非常勤スタッフ等で内数

(2006年3月31日現在)

■本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel : 046-855-3700 Fax : 046-855-3709
E-mail : iges@iges.or.jp URL : http://www.iges.or.jp

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル8階
Tel : 03-3595-1081 Fax : 03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発 (IHD) センター3階
Tel : 078-262-6634 Fax : 078-262-6635

■北九州事務所

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-9-30 北九州国際会議場6階
Tel : 093-513-3711 Fax : 093-513-3712

■バンコクプロジェクト事務所

c/o UNEP-RRR.AP, Outreach Bldg. 3F, AIT
P.O. Box 4, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand
Tel : + 66-2-524-6441 Fax : + 66-2-524-6233

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発 (IHD) センター5階
Tel : 078-230-8017 Fax : 078-230-8018

【理事】

森 島 昭 夫 (理事長)	前中央環境審議会会長
天 野 明 弘	兵庫県立大学副学長 / IGES関西研究センター所長
ルーカス・アスンサン	アースカウンシル ジュネーブ事務所所長 (スイス)
キース・ベザンソン	元サセックス大学開発学研究所所長 (英国)
ヤンピン・チェン	日中友好環境保全センター所長 (中国)
クリストファー・フレイビン	ワールドウォッチ研究所所長 (米国)
浜 中 裕 徳	慶應大学環境情報学部教授
平 石 尹 彦	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリープログラム共同議長
井 村 秀 文	名古屋大学大学院環境学研究科教授 / IGES北九州事務所長
加 藤 進	神奈川県環境農政部部长
幸田シャーミン	国連広報センター (東京) 所長
トングロイ・オンチャン	メコン環境資源研究所所長 (タイ)
ラジェンドラ・K・パチャウリ	資源エネルギー研究所 (TERI) 所長、IPCC議長 (インド)
庄 子 幹 雄	鹿島建設株式会社常任顧問
鈴木 胖	兵庫県立大学副学長
ソーソン・ユーン	韓国環境政策・評価研究院院長 (韓国)

【監事】

藤 川 雍 中	株式会社横浜銀行顧問
服 部 拓 也	東京電力株式会社常務取締役

【評議員】

ボルジド・Ts. アディヤスレン	モンゴル政府自然環境大臣顧問 (モンゴル)
赤 尾 信 敏	国際機関日本アセアンセンター 事務総長
マルセル・ボアサル	国連訓練調査研究所 (UNITAR) 所長 / 国連事務局局長補佐
チョ・ビョンゴグ	韓国政府環境省地球環境室長 (韓国)
ラエ・クウォン・チュン	国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) 環境・持続可能開発部長
マイケル T. デフェンソール	フィリピン共和国天然資源環境省大臣 (フィリピン)
福 川 伸 次	財団法人地球産業文化研究所 (GISPRI) 顧問
ウィリアム・グランビル	国際持続可能開発研究所 (IISD) 副所長兼最高執行責任者 (カナダ)
マスネリヤティ・ヒルマン	インドネシア政府環境省天然資源保全推進・環境管理担当副大臣 (インドネシア)
石 坂 匡 身	社団法人日本損害保険協会副会長
加 藤 康 宏	独立行政法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) 理事長
リチャック・ロン	カンボジア政府環境省次官補 (カンボジア)
ファム・コイ・ニュエン	ベトナム政府天然資源環境省次官 (ベトナム)
大 場 智 満	財団法人国際金融情報センター理事
大 塚 柳太郎	独立行政法人国立環境研究所理事長
小野川 和 延	国連地域開発センター (UNCRD) 所長
佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
スレンドラ・シュレスタ	国連環境計画 (UNEP) アジア太平洋事務所所長
ノーリン・シンバンディット	ラオス共和国政府科学技術環境庁副長官 (ラオス)
マノエル・ソブラル・フィルフォ	国際熱帯木材機構 (ITTO) 事務局長
モンチップ・タブカノン	タイ王国政府科学・技術・環境省副次官 (タイ)
塚 本 隆 久	財団法人国際緑化推進センター理事長

ピーター・ウッズ オーストラリア政府環境遺産部次官（オーストラリア）
 ルウチュウ・イエ 中華人民共和国政府国家環境保護総局上席顧問（中国）
 A. H. ザクリ 国連大学高等研究所（UNU/IAS）所長

【研究諮問委員】

シュダカラ・レディ・バシレディ インディラガンディー開発研究所教授（インド）
 カンレディー・チョティチャタエウォン タイ環境研究所エネルギー産業環境プログラム部長（タイ）
 ウォルフガング・クラマー ポツダム気候変動研究所地球変動自然システム部長（ドイツ）
 木村 耕太郎 財団法人地球産業文化研究所（GISPRI）専務理事
 ケン・リアン・コー アジア太平洋環境法センター所長（シンガポール）
 ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所（IISD）副所長兼最高執行責任者（カナダ）
 ホアジン・ハン 韓国環境政策・評価研究院（KEI）地球環境研究センター所長
 リーン・ホジク 国際応用システム分析研究所（IIASA）所長（オーストリア）
 亀山 康子 独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温暖化対策評価研究室主任研究員
 プーオン・リー 東南アジア研究所研究員（シンガポール）
 フィリップ・マシューズ マレーシア国際戦略研究所科学技術局局長補佐（マレーシア）
 ジェームズ・メイヤーズ 国際環境開発研究所（IIED）林業・土地利用プログラム部長（英国）
 ジンギユ・オー 韓国エネルギー経済研究所（KEEI）気候変動研究センター所長（韓国）
 ヘルマン・オット ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所ベルリン事務所所長（ドイツ）
 任 勇 日中友好環境保全センター環境政策研究所副所長（中国）
 ヨハン・ロックストロム ストックホルム環境研究所所長（スウェーデン）
 イルカ・サボライネン フィンランドVTT技術研究センター研究教授（フィンランド）
 リーナ・スリバスターバ エネルギー資源研究所（TERI）副所長（インド）
 アチャリー・スタインミュラー タイ環境研究財団自然資源環境プログラム上席研究専門員（タイ）
 フランシスコ・セケレイ 欧州マネジメント工科大学（EMST）教授（ドイツ）

【顧問】

平岩 外四 東京電力株式会社相談役
 海部 俊樹 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 加藤 一郎 成城学園名誉学園長
 近藤 次郎 特定非営利活動法人環境テクノロジーセンター会長
 村山 富市 元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
 西澤 潤一 首都大学東京学長
 曲 格平 中国環境保護財団理事長（中国）
 エミル・サリム インドネシア生物多様性財団理事長（インドネシア）
 シュテファン・シュミットハイニー 持続可能開発世界ビジネスカウンスル副議長（スイス）
 モーリス・ストロング アースカウンスル議長（カナダ）
 M.S. スワミナサン スワミナサン研究財団会長（インド）
 クラウス・テプファー 元国連環境計画（UNEP）事務局長
 梅原 猛 国際日本文化研究センター顧問

【参 与】

赤尾 信敏 国際機関日本アセアンセンター 事務総長
 畚野 信義 株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
 福川 伸次 財団法人地球産業文化研究所（GISPRI）顧問

原 剛	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
石 坂 匡 身	社団法人日本損害保険協会副会長
加 藤 康 宏	独立行政法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) 理事長
牧 島 功	神奈川県議会議長
大 場 智 満	財団法人国際金融情報センター理事
岡 島 成 行	社団法人環境フォーラム専務理事
佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
塚 本 隆 久	財団法人国際緑化推進センター理事長

【IGES設立憲章署名機関一覧】

合 計 48機関（アルファベット順、2006年3月現在）

【行政機関】 16機関

オーストラリア 環境省
カンボジア王国 環境省
カナダ 環境省
中華人民共和国 国家環境保護総局
インド 環境・森林省
インドネシア共和国 環境省
日本国 環境省
韓国 環境省
ラオス共和国 科学技術環境庁
マレーシア 天然資源環境省
モンゴル 自然・環境省
ネパール王国 環境・科学・技術省
ニュージーランド 環境省
フィリピン共和国 環境・天然資源省
タイ王国 天然資源・環境省
ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省

【国際機関】 6機関

国際熱帯木材機関（ITTO）
国連環境計画（UNEP）
国連地域開発センター（UNCED）
国連訓練調査研修所（UNITAR）
国際連合大学高等研究所（UNU/IAS）
国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）

【研究機関】 26機関

アジア太平洋環境法センター（シンガポール）
国際環境法センター（米国）
アース・カウンシル研究所（コスタリカ）
財団法人地球産業文化研究所（日本）
インディラ・ガンディー開発研究所（インド）
サセックス大学開発学研究所（英国）
東南アジア研究所（シンガポール）
マレーシア国際戦略研究所（マレーシア）
国際環境アカデミー（スイス）
ワイカト大学国際地球変動研究所（ニュージーランド）
国際環境開発研究所（英国）
国際持続可能開発研究所（カナダ）
国際応用システム分析研究所（オーストリア）
韓国エネルギー経済研究所（韓国）
韓国環境政策・評価研究院（韓国）
国立環境研究所（日本）
ポツダム気候変動研究所（ドイツ）
日中友好環境保全センター（中国）
ストックホルム環境研究所（スウェーデン）
エネルギー資源研究所（インド）
タイ開発研究財団（タイ）
タイ環境研究所（タイ）
世界資源研究所（米国）
フィンランドVTT技術センター（フィンランド）
ワールドウォッチ研究所（米国）
ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所（ドイツ）

財団法人 地球環境戦略研究機関 寄附行為

平成9年4月21日
神奈川県知事設立許可
平成10年3月31日改正
内閣総理大臣認可
平成13年2月23日改正
平成14年8月20日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本機関は、財団法人地球環境戦略研究機関（以下、「本機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2,108番11に置く。

2 本機関は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章（以下、「憲章」という。）」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下、「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 戦略研究を実施すること（国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等（以下「他の機関」という。）との間の共同研究を含む。）。
- (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
- (3) 国際会議、セミナー等を実施すること（他の機関との共催を含む。）。
- (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
- (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
- (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
- (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 民間の財団等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 会費収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (2) 理事会で戦略研究基金とすることを議決した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第12条 本機関の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聞き、理事会において理事現在数の過半数の議決を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の過半数の議決を経て、評議員会に報告し、その会計年度終了後3箇月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

- 2 本機関の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の議決、及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第17条 本機関の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第18条 本機関に、次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上25人以内
- (2) 監事2人

2 理事の現在数（現在数が奇数である場合は、現在数から1を減じた数）の半数に1を加えた数を日本人と

する。

- 3 理事のうち1人を理事長とする。
- 4 理事のうち1人又は2人を副理事長とする。
- 5 理事のうち1人を所長とする。
- 6 理事のうち1人を副所長とすることができる。
- 7 理事のうち1人を専務理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長、所長、副所長及び専務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者が理事である場合のこれらの理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(理事長等の職務)

第20条 理事長は、本機関を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 所長は、第42条に定めるところにより、戦略研究及び研修に関する業務を行う。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の日常の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本機関の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は環境大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第22条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第23条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本機関の業務に関する必要な事項について議決し、執

行する。

(種類及び開催)

第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第21条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 通常理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られる場合はこの限りではない。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 本機関に、評議員25人以上35人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、憲章に署名した各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者、又はその他の学識経験者であるものとする。

4 評議員には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の機能)

第36条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の求めに応じ、又は必要な場合に、本機関の運営全般について審議し、理事長に対して助言する。

(評議員会の招集)

第37条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員会の定足数、議決及び書面表決等)

第39条 評議員会には、第30条から第33条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第41条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ3年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第42条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 研究者の任免
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究諮問委員会)

第43条 本機関に、戦略研究の推進のための助言機関として研究諮問委員会を置く。

- 2 研究諮問委員会は、戦略研究計画の決定及び進行管理等の戦略研究の推進に係る事項について、所長に対して助言する。
- 3 研究諮問委員会の委員は、所長の意見を踏まえ理事長が選任し、委嘱する。
- 4 研究諮問委員会の委員は、憲章に署名した研究機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。
- 5 研究諮問委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された研究諮問委員会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、研究諮問委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(研究員等)

第44条 本機関に、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。

- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
- 3 主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任免する。
- 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

(研修員)

第45条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。

- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(備付け書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、研究諮問委員、研究員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 会 員

(会員)

第48条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。

- 2 会員は、本機関の事業に参加することができるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
- 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第49条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第50条 本機関は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第51条 本機関が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得て、類似の目的を有する団体又は当該財産を出資した団体に寄付するものとする。

第11章 補 則

(委任)

第52条 この寄附行為に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附則 (平成9年)

- 1 この寄附行為は、本機構の設立許可があった日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員、評議員、顧問及び参与は、第19条第1項及び第2項、第34条第2項、並びに第41条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第22条第1項、第34条第4項において準用する第22条第1項及び第41条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 本機構の設立初年度の事業計画及び予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本機構の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。

附則 (平成10年改正)

- 1 この寄附行為は、平成10年3月31日から施行する。
- 2 第18条第2項の規定については、平成11年3月31日までの間適用しないものとする。
- 3 所長については、平成10年3月31日以後、最初に開催される理事会の日まで、理事長が兼ねるものとする。
- 4 専務理事については、第18条第7項の規定にかかわらず、当分の間欠員とすることができるものとする。
- 5 平成10年3月31日以後、第43条第3項の規定により、最初に理事長が選任し、委嘱する研究諮問委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

IGES 2005年度 年報

発 行 財団法人 地球環境戦略研究機関

発 行 日 2006年10月20日

【東京事務所】

〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル8階
Tel: 03-3595-1081
Fax: 03-3595-1084

【関西研究センター】

〒651-0073
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1
国際健康開発 (IHD) センター3階
Tel: 078-262-6634
Fax: 078-262-6635

【北九州事務所】

〒802-0001
福岡県北九州市小倉北区浅野3-9-30
北九州国際会議場6階
Tel: 093-513-3711
Fax: 093-513-3712

【北京事務所】(日中協カプロジェクトオフィス)

中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
日中友好環境保全センター5階 505号室
Tel: +86-10-8463-6314
Fax: +86-10-8463-6314

【バンコクプロジェクト事務所】

c/o UNEP-RRR. AP, Outreach Bldg. 3F,
AIT
P.O. Box 4, Klongluang, Pathumthani
12120, Thailand
Tel: +66-2-524-6441
Fax: +66-2-524-6233

【APNセンター】

〒651-0073
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1
国際健康開発 (IHD) センター5階
Tel: 078-230-8017
Fax: 078-230-8018



財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

Tel : 046-855-3700 / Fax : 046-855-3709

E-mail : iges@iges.or.jp URL : <http://www.iges.or.jp>

R100

この本は再生紙を使用しています。